No.1 〇豊明市議会定例会会議録(第2号)

平成21年12月1日

1. 出席議員

議員 近藤 郁子 議員 1番 毛 受 明 宏 2番 三浦桂司 一 色 美智子 議員 3番 議員 4番 中村定志 杉 浦 光 男 議員 5番 議員 6番 山田英明議員 7番 平野龍司 議員 8番 平 野 敬 祐 議員 9番 石 橋 敏 明 議員 10番 11番 村山金敏 議員 12番 安井 明 議員 13番 松山廣見 議員 14番 榊 原 杏 子 議員 15番 山 盛 左千江 議員 16番 伊藤 清 議員 17番 月 岡 修 一 議員 堀田勝司 議員 18番 矢 野 清 實 議員 坂 下 勝 保 議員 19番 21番 前 山 美恵子 議員 22番

2. 欠席議員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

 議会事務局長
 神 谷 清 貴 君
 議事課長
 成 田 宏 君

 議事課長補佐
 深 谷 義 己 君
 議事課長補佐
 石 川 晃 二 君

 兼庶務担当係長
 兼議事担当係長

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	相	羽	英 勝	君	副市長	石	JII	源 一	君
教 育 長	後	藤	学	君	企画部長	宮	田	恒 治	君
総務部長	山	本	末富	君	市民部長	4	野	隆	君
健康福祉部長	濵	嶌	義 和	君	経済建設部長	Ξ	治	金 行	君
会計管理者	佐	藤	政 光	君	消防長	山	崎	力	君
教育部長	竹	原	寿美雄	君	企画部次長	横	山	孝 三	君
					兼企画政策課長				

総務部次長 加藤隆之君 市民部次長 加藤慎 君

兼財政課長

兼環境課長

健康福祉部次長 畑 中 則 雄 君

健康福祉部次長 神谷 巳代志 君

兼高齢者福祉課長

兼保険年金課長

経済建設部次長 柴田 二三夫 君

総務課長

塚 本 邦 広 君

兼都市計画課長

監査委員事務局長 髙 橋 芳 行 君

5. 議事日程

(1) 一般質問

石橋 敏明 議員

松山 廣見 議員

村山 金敏 議員

山田 英明 議員

杉浦 光男 議員

6. 本日の会議に付した案件

議事日程に同じ

午前10時開議

No.2 O議長(坂下勝保議員)

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員 21 名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の 会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付をいたしました議事日程表に従い会議を進めます。

日程1、一般質問に入ります。

一般質問の順序はあらかじめ議会運営委員会で協議をされておりますので、その順序で行います。

また、発言時間については、それぞれ申し合わせに従って進めさせていただきますが、 当局の職員においても答弁は簡潔に行われるよう、あらかじめお願いをいたしておきま す。

最初に、9番 石橋敏明議員、登壇にてお願いいたします。

No.3 〇9番(石橋敏明議員)

おはようございます。

議長のご指名をいただきましたので、これから一般質問をさせていただきます。 まず1番目、市内の犯罪の現状と抑止対策について。

市内における昨今の犯罪発生状況は、9月末時点で昨年実績の 770 件から 806 件と増加しております。

犯罪総額も1億 3,000 万円に上ったとの発表です。犯罪の手口もさまざまありますが、空き巣、痴漢、事務所荒らし、車上ねらい、ひったくりなど、どれをとってみても、一歩間違えば大きな傷害事件にもなりかねず、実にぶっそうな状況下にあると言えます。

市内では、市民団体、ボランティアなどによる校区見回り隊、その他団体による活動をいただいており、犯罪抑止にも大きな成果を発揮していただいております。ご苦労に感謝する次第です。

しかし市は、これら諸団体をさらに発展させるために、市としてどのように位置づけ、今後どのように育成し、手を差し伸べていくか、確とした施策が必要な時期に来ているのではないでしょうか。

また、それとは別に、近隣間が良好な関係を保つ施策も同時に必要と感じます。これらも大きな抑止対策になります。

一方、幹部交番では警察官の人数も少なく、交番職員には大変なご苦労をいただいて おり、感謝する次第ですが、犯罪も多様化する中、6万余の市民を守れるでしょうか。

多くの市民からは苦情、不安の声が寄せられております。安心・安全を確保する上からも、増員が強く求められております。当然ながら、市は市民の生命、財産を守らなければなりません。危険性の抑止と生活環境を良好なものにしていく上で、警察官の増員は最も有効でかつ最速の手段であります。

市長を始めとし当局は、事あるごとに真剣に獲得に向けた取り組みが必要と考えます。 市民からは強い要望がしきりであり、また豊明警察署への昇格も切望されております。

市当局は、これらの諸問題に対しどのように対応してきたか、また今後どのように進めていくか、見解を求めます。

警察、市役所、市民との連携についても、反省も含めお示しください。

関連として、外国人問題。

二村台団地の派出所も撤去された今、団地には外国人がかなりの数に上ります。不安 で名古屋方面へ転出する世帯が増えていると聞きます。

また、超危険行為を行った団体のその後と、これから冬場に活発化する暴走族について もお示しください。

さらに昨日、中日新聞夕刊 12 面に、「大量の落書き、ガラスも破損、豊明の中学校」と出ておりました記事が掲載されておりました。多くの市民の目にもとまったことでしょう。非常に残念なことです。市長以下教育関係職員はなおのこと、どのように受けとめていたのでしょうか。

学校は市の施設であり、当然、市の財産であります。生徒もまた市の財産と言えるでしょ

う。

9月 20 日、10 月3日にも同様の落書きが見つかっていた。歴史ある中学とも言える中心である中学校であります。しかし、これだけ荒れているということであります。他市に恥ずべきことであります。

そこで、これについても答弁を願います。

2番、ドッグラン施設の設置について。

現在、市内にも愛犬家が多く、飼い犬の世帯数も増えております。朝晩の散歩も、小型 犬はまだよいほうですが、中型・大型犬に至っては大変で、極力他の犬に会わないように していても、あちこちでけんかが発生、散歩コースも市内では狭くなる一方で、大変な苦労 をされています。

市民からはドッグラン施設の設置が要望されておりますが、設置に向けた見解をお聞かせください。

今では多くの市町が設置をしております。高速道パーキング等にもよく見かけます。 次に、高齢者、独居老人等に対する弱者への市民サービスについて。

年々高齢化が進み、高齢者世帯、独居老人が増加の一途であります。庁舎内における ワンストップサービスなどはもちろん、居宅への出前サービス、生活援助サービスなど、高 齢者のニーズは多様化しております。これらきめ細かな対応ができるシステムづくりが必 要であり、望まれております。

これらの問題点をどのようにとらえ、どのように行われてきたのでしょうか。

また、今後どのようなことが考えられ、どのように遂行していくのでしょうか。

例えば、民生委員のできない部分のフォローなど、実績、今後の見解などをお示しください。

以上で、壇上での質問を終わります。

No.4 〇議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

平野市民部長。

No.5 〇市民部長(平野 隆君)

それでは、市民部のほうへのご質問が2点ほどありますので、順次お答えをいたしたいと思います。

まず、市内の犯罪の現状と防止対策ということでございます。安全で安心して生活できるこの地域社会の実現といいますのは、すべての住民の願いだと思っております。

昨今の経済不況の影響でしょうか、議員が壇上で申し述べられましたとおり、市内においては犯罪が多発しております。特に侵入盗、自動車盗、部品ねらいについての増加が

顕著であるという感じを持っております。景気が悪いと犯罪は増えるという格言的な言葉を あたかも裏打ちしているような感さえ見えます。

このような状況下におきまして、とりわけ重要と思っておりますのは、個人個人の自己防 衛のほか、地域での連帯感を高め、地域において監視等による地域の目を強めていくこと が重要と考えております。

このため、防犯モデル地区の指定をさせていただきましたし、また愛知署員による防犯に関する講話を実施しているほか、この 10 月には、桶狭間区を中心に近隣地区防犯ボランティアと連携しまして、青色回転灯搭載車によりますパトロール訓練を実施していただきました。地域での防犯力を高める訓練となり、ぜひ今後も継続していただけるように願っております。

他の地域でも要望のあります防犯教室におきましても、高齢者を対象にした振り込め詐欺の防止、あるいは悪質商法の実例などのビデオ上映による啓発、ここでも愛知署員による防犯講話などを実施し、個人、地域防犯力の向上に向けた取り組みをしているところでございます。

その他、小学校においては、これは低学年を対象でございますが、婦人防犯クラブ、これは通称「レディース4」とも呼びますけれども、とも協力し、紙芝居やビデオ、寸劇などを利用して、連れ去り防止訓練などを実施いたしまして、危険を回避できる力をつけることや、ルールや約束事が決められている意味を理解してもらえる等の内容の教室を開催もいたしております。

今後も、これらの訓練、教室を通しましてこれらを継続していくことと、そして地域の風通 しをよくしまして、犯罪者が入りにくい環境づくりに努めていきたいと思っております。

また、警察官の増員ということでございます。

これも市の意向も十分踏まえまして、強く署、本部のほうにも求めていきたいというふうに考えております。

それから、外国人の関係でございますが、今現在、緊急雇用の対策事業といたしまして、10月から二村台地区のほうに、文化の違い、それから日本のルール等々を守っていただくことや、それから地域での困り事、そういったものの相談を受けるポルトガル語通訳を1人、二村台地区に週3日派遣をいたしております。

その中でいろんな情報を聞きながら、そこら辺の、問題というとちょっと語弊がありますが、対応をしていきたいというふうに考えております。

それから、団体規制法に基づく観察処分団体につきましては、地元地区でことしの4月1日に「豊明ひかりの輪対策協議会」を設立していただきました。防犯特別団体という名称で市のほうは呼んでおりますけれども、そこでは、公安調査庁等の関係者を講師に招き、学習会を開催いたしました。

今後も、引き続き関係者ともども監視を続けていくという姿勢でおります。

それから、最後に暴走族の関係でありますけれども、これはひとえに警察へ取り締まり

の強化を要請するわけですけれども、私どもも交通安全運動や防犯パトロール等を実施中の際も含めまして、暴走族を見つけた場合は速やかに警察へ通報をするということで、 警察ともそういった申し合わせをしているところでございます。

続いて、2つ目のドッグラン施設の設置ということでございます。

近年、犬の登録数につきましては、毎年増加傾向を示しております。20 年度末では、約4.600 頭ほどの登録があります。

犬はペットとしての人気が高く、現在では家族の一員として室内で密着した飼い方をし、 一緒に生活をしているという愛犬家が多くなっていると認識をしております。

市環境課といたしましては、現在、犬のマナーリーダーの育成、そして犬のしつけ方教室 を開催し、飼い主のマナー向上に取り組んでいるところでございます。

今後も、このような啓発活動を中心に継続して進めていきたいと考えております。

ご質問の、ドッグラン施設の設置についてでありますけれども、犬が嫌いといいますか、 苦手な方もおみえですし、また犬の鳴き声等々の問題もあります。また場所の確保という のが一番重要かと思いますけれども、当面、設置についてはちょっと厳しい状況だと考え ております。

なお、近隣で、幸いといいますか、同様な施設といたしまして、緑区の県営の大高緑地 公園内にドッグランの施設、それから東郷町にそれに類似した施設等々がありますので、 ご案内しているという状況でありますので、ご理解をお願いいたします。

終わります。

No.6 〇議長(坂下勝保議員)

濵嶌健康福祉部長。

No.7 〇健康福祉部長(濵嶌義和君)

石橋議員の3点目、高齢者、独居老人に対する弱者への市民サービスについてをお答えを申し上げます。

当市のひとり暮らし老人及び高齢者世帯の数は、民生児童委員の福祉票によりますと、 ひとり暮らし高齢者、いわゆる独居老人ですね、1,143人、それから高齢者世帯が 2,167世 帯おみえになります。

そこで、高齢者向けの福祉サービスは、社協のサービスを合わせまして 18 サービス実施しております。

その中でも安否確認といたしまして、緊急電話設置事業、乳酸菌飲料の配布、さらには宅配給食がございます。

また、外出支援といたしまして、タクシーチケットの配布等の福祉サービスも提供いたしております。

民生児童委員は、地域で高齢者から各種の相談を受けておりまして、民生児童委員では対応できないケースについては、市のほうに相談がございます。

今後は、民生児童委員との連携を深めていくために、民生児童委員連絡協議会等々で、高齢者が抱えている問題等について改めて話し合いの機会を持つ必要があるのではないかなというふうに考えております。

高齢者にとっては、やはり身近な民生児童委員さんは頼りになる相談相手と思われますが、そういった各種福祉サービスの対象にならない高齢者への対応については、大変苦慮しているのが現状でございます。

今後は、限られた財源の中で必要な人への適正なサービスが行き渡るよう努めてまいり たいと考えております。

終わります。

No.8 〇議長(坂下勝保議員)

竹原教育部長。

No.9 〇教育部長(竹原寿美雄君)

それでは、市内の犯罪の現状の中から、昨日の豊明中学校の事件についてのお尋ねがありましたので、お答えをいたします。

昨日、マスコミにも報道されたところでありますが、豊明中学校の事件については、非常に残念なことだというふうに思っております。

昨日、校長から被害状況等、事情を早速聞き取りをいたしました。そしてあわせて今後、 こうした事件の再発防止のための今後の対応についても確認をしたところであります。

現在は、警察の捜査が入っておりますので、その行方を見守るという状況であります。 以上で終わります。

No.10 〇議長(坂下勝保議員)

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

石橋敏明議員。

No.11 **〇9番(石橋敏明議員)**

それでは、再質問をさせていただきます。

まず、ドッグラン設備について、当然、私の考えていたとおりの答弁をいただきました。やる気がないということでございます。

頭数も4,600、これもまあ申請があったものを、ただ出したということであろうと思います。

私の知り合い、近くにおきましても数名おりますので、まずこれの先だって通告のお話がありましたので話しておりましたけれど、まず4,600だったら、これの1.5倍はいるでしょう。それぐらいのことで、これぐらいの認識しかないというふうにとらえるべきかなと、こう思いますが、飼い主については、やっぱり十分注意はしているし、そういったものについての配慮も最近はかなり出てきました。しかし、ふんの問題とかいろいろございます。

そういうことで、大型犬を飼いたい方、これはどうしても大型犬を、ずっと見ていましても、 私ももう2匹目ですが、やはり前は中型犬でしたので、どうしても中型犬になっちゃう。大型 犬の好きな方はどうしても大型犬、こういった傾向がございます。かなり苦労しています。

これはもう数年前、三崎水辺公園でも、ドッグランの問題でかなり賛成派、反対派でにら み合ったということも聞いておりますし、現状、私もちょっと言ったこともございますが、そう いうときも、市としてやっぱり何か取り組む必要があるんじゃないかなと私は思っておりま したけれど、何もさわりもしない。さわりもしなければ別にいいわけで、そういうものじゃや っぱりないと思います。

後から出てきますが、豊中の問題にしろ、後からしっかり答弁をお願いしますが、そういうことで、やはり真剣に物事があるときに考えない。

今、こういう時期ですが、先だって東郷に行ってきました。見てきましたけれど、東郷町役場に行って状況を聞きましたら、非常に好感を持てました。郡部ですけれど、非常にやっぱりそういうニーズは強いということで、これはNPOのほうでやっているんですが、「お金はどれぐらいかかりましたか」と言ったら、「ほとんど金はかけておりません」ということで、境川の河原に一応、どうですかね、50~60平米、そう大きくはないんですが、2カ所ありますが、非常にいいものでいいなというふうに思いました。

先だって、私ごとですが、浦安のほうにちょっと行きましたら、浦安市はそれはもうすばら しい、2面ございましたけれど、100 平米ぐらいの施設ですが、駐車場もあるすばらしい施 設を整えておりました。

それから、今の東名高速にしろ、いろいろそういったものをつくっているので、ひとつぜひ、これも湾岸線の下とかいろいろ考えれば幾らでもあります。境川の中もございますので、ぜひひとつ、犬を連れて行ってもやっぱり走らせるということがないものですから、犬も相当、家の中におりますが、もう家の中で走り回っています。

そういうふうで、ドッグラン施設はやろうと思えばできますので、ぜひひとつ設置に向けて 努力をお願いしたいなと、こういうふうに思います。

再度その辺どうでしょうか。

No.12 〇議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

平野市民部長。

No.13 〇市民部長(平野 隆君)

確かに愛犬家の方は、犬をノーリードといいますか、そういうのをなくして犬の運動不足、ストレス解消というのがご希望ということは、よく認識しているつもりであります。

今、現在、環境課のほうにドッグラン施設の施設要望というものが直接、そう多くはない のかなという感じを持っております。

そういうこともあって、今後、その施設要望について気運が高まり、あるいは今、議員がおっしゃったように、用地が確保できれば、施設に対する投資的経費も少ないだろうということは、確かに私も東郷にちょっと聞きましたけれども、100万円もかからずに整備が中洲のほうでしてあるとのことです。

ただ、東郷町さんは、グリーンベルト構想という中の都市公園という位置づけの中で境川利用、中洲の利用をされているということもありますので、本市の場合、例えば山伏橋の近くにそういったものをということを考えたときには、正直に申し上げてちょっと難しいのかなという気がしております。

ですから、用地の確保というのが大前提になりますけれども、そこら辺、今後ちょっと研究のほうをさせていただくということでお願いしたいと思います。ご理解をお願いいたします。

終わります。

No.14 〇議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

石橋敏明議員。

No.15 **〇9番(石橋敏明議員)**

今、言われましたけれど、東郷のグリーンベルト構想、これももらってきました。非常に豊明より進んでいます。もう本当に東郷町は進んでいます。このグリーンベルト構想、これをやっています。こういうふうでやっていますが、境川を中心として開発していこうということで、前から境川の中を芝生を張ってきれいにしておりますが、うちの市は全く動きません。そういう面では本当に動かないです。

場所がないって、場所が問題だと市民部長は言われますが、当たったことはありますか。この湾岸線の下でも、草ぼうぼうじゃないですか。やろうとしてないでしょう、大体。国土交通省が瑞穂にありますので、あそこに行って聞いてください。

私も前にスケボーの関係でも聞いてきましたけれど、「貸します」ということを言っていますから、その辺を聞いてやっぱりそれぐらいの対応をしてくださいよ。時には外に出てやることも必要じゃないでしょうか。

仕事はやっていると思いますが、そういうことも必要ですので、やっぱり勉強してもらわな

いと。調査もしてなくて「場所が問題です、問題です」と言っとったって、それじゃそういうの を調査したことはあるんですか。

No.16 〇議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

平野市民部長。

No.17 〇市民部長(平野 隆君)

調査のほうは、私が知る限りではしてないと思います。

終わります。

No.18 〇議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

石橋敏明議員。

No.19 **〇9番(石橋敏明議員)**

調査もしてなくて、「場所がない」とか、「場所が問題だ」とか言う前に動いてみたらどうですか。境川の中に幾らでもあるじゃないですか。だからそれを使えるかどうかというのはやってみなきゃわからんでしょう。

境川も河川工事事務所に行くと、「使ってください」とかいろいろ、私も数度行ったことはありますが、議員じゃなくても行ったこともありますが、結構使わせてくれますので、こういったこともまた今後、質問していきたいと思いますけれど、研究してくださいよ。

それが全くなされてない。本当、恥ずかしいですよ、これ。東郷なんか行くと本当にうらやましい。こういうふうにやっている。

「金がない、金がない」って、金だけの問題じゃないですよ。金がないっていうことを頭に置いてまず動いてないじゃないですか。やっぱりそういうことじゃだめですよ。動いてください。

ぜひこれは、またそういう進歩的な考えでひとつお願いしたいと思います。 それから、次に移ります。

高齢者の問題ですが、いろいろ書類的なものだとか、こういうことも部長が言われたのはよくわかります。やっていただいているのは本当にわかります。民生さんもやっていますが、それとはちょっと変わって、見方をちょっと変えてといいますか、いろいろ書類、ちょっと通告にもあれしましたけれど、ワンストップサービス、これは今、国もいろいろな出先機関でそういうことをやっているということでありますが、こういったものに加えて出前サービス。

本当にごみを出すこともできない、近くの場所なんですが、それでも持って行けないとか、いろいろ話はやっぱり聞くんですよ。

私のところには来てないとかそういうことじゃなしに、私なんかは聞くんですが、だからそういうふうで、何とかできないか。中には、一時非常に称賛されましたが、小学校の児童が学校に行く前に近所のおばあちゃんが、家の人は知らなかったんだけれど、おばあちゃんのところから持っていってあげていたと、新聞紙上をにぎわしましたよね。

だからこれも、システムでどうのこうのじゃないんですが、そういったやっぱりきめ細かなものがどこかの部署でできないですかね、これ。

それとかいろいろ今、例えばですよ、お二人の老人で一人が亡くなったと、実際、あります。そういった場合に、子どもたちは遠くに行ってなかなか書類的なものだとかいろいろなものができない。そういった非常に苦しんでいる方がみえるんですよ。

そういった場合に市役所が、それは個人情報いろいろありますが、できる範囲内でやれることってあるんじゃないですかね。

もう市に行くこともできない。そういった切実な老人さんというのがいるんですよ。

だからそういった面でも、何とか手助けができるように行政でできないか、そういったこと を考えたことはありますか。

どうぞ。

No.20 〇議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

濵嶌健康福祉部長。

No.21 〇健康福祉部長(濵嶌義和君)

考えたことはございます。

それで、ただいま議員が申されたとおり、そういった部分のサービスというのは大変重要だと、このように認識をいたしております。

現在、独居高齢者を始め、地域福祉の向上を図るため、地域福祉計画というものを策定中でございます。

この地域福祉計画、簡単にご紹介申し上げますと、「みんなで支える安全幸せ社会」を キャッチコピーに、身近なところから無理なく始める福祉のまちづくりを将来像に視点を置 いております。

当然、行政が、今ご指摘のように担う福祉サービスには限界がございます。そういった部分を地域、そしてNPOにも行政とともに担っていただきまして、市民福祉の向上に、特に高齢者福祉の向上については少しでも増進が図れるように考えている現在、最中でございます。

終わります。

No.22 〇議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

石橋敏明議員。

No.23 **〇9番**(石橋敏明議員)

確かにいろいろ言葉では言うんですが、行動がついていってない、もうすべてに、そういうふうに私は思います。

もう少し、今いろいろ私のところにも来ております。「石橋さん、今、私はひとり者だ、今は元気、数年は今の状態でいけるかもわからん。しかし身寄りもない」、現実に私の身近にもおります。もうしょっちゅう、今、何か働かしてくれと、ボランティアで結構。一時叫ばれましたけれど、点数制、こういったものを何とか石橋さんと、先だっても言われました。「あれどうなった?」って、「ちょっとまだ」というふうに話しましたけれど、そういうこと。「今、働いておって、おれが動けなくなったらそれを使えるような、そんなシステムを市でできないのか。できるじゃないか。やらんのだけだろう」というふうで、先だっても私は言われましたけれど、本当にそういうことも一つ、そういうサービス。

何とかこういったものを含んでどこかのセクションでやっていただく、こういうことをこの役 所内で、総務部長か市長か答弁を願います。

No.24 〇議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.25 〇総務部長(山本末富君)

ただいま議員がおっしゃられましたようなことは、福祉部門が中心になるべきことではございますけれども、市のいろんな施策を検討する機会もございますので、そういった中でいるいろ考えていきたいというふうに思っております。

終わります。

No.26 〇議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

石橋敏明議員。

No.27 〇9番(石橋敏明議員)

どうも答弁が「考えていきます」とか「やっていきたい」とか、「これはひとつ取り組みましょう」ぐらいの意気込みができないの。これだけいて、庁舎で。

何とかそれぐらいの勢いでやってよ。成功するか成功しないかはやってみなきゃわからん。やればわかるのよ、こうしやいいなって。動かなきゃどうしようもないじゃない。「その方向で考えます」。僕もさっき言いました。「考えてください」と言いました。「一回取り組んでみましょう」というぐらいのことをやって、一つずつやってみませんか。

市長、どうですか。

No.28 〇議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

相羽市長。

No.29 〇市長(相羽英勝君)

石橋議員のご質問で、とにかく今、生活を支える、分け隔てなく支えるという一つのセーフティネットということだろうと思っております。

まずやっぱり自助努力というのが最初に来ますけれども、自助努力だけでは解決できない問題があるわけですから、この議員の質問の中にもありましたけれども、市内には民生委員の方だとか、あるいは町内会とか、いろいろ地域を支えておられる人がたくさんおられます。そういう方に対して、市がどれだけ具体的なお願いと、お願いしたことについての情報を収集しているか。

例えば今、各町内会で、吉池団地なんかはお一人になられると必ず町内会長に言いに行かれるんです。必ず言いに行って、「私はいつから一人になりました」とかそういうような仕組みをつくっているところもありますので、そういう行動が具体的に起きてこないと解決につながらないと、こういうことだろうと思いますから、私は新たに何かをつくるということももちろん大事ですけれども、今ある仕組みをやっぱり有効に活用というか、実行していただくとか、そういう市が先頭になって行動を行っていくと、こういうことが一番大事だと思います。

そういう意味では、町内会、あるいは町内の役員さん、あるいは区長さん、それから民生委員の方がおられる、またボランティアの方もおられるわけですから、そういう方たちと一緒になって、市が先頭になってそういうものに対して一つひとつ解決をしていく、そういう姿勢が少し足りないというふうに思っておりますので、そこら辺をきちっとしていきたいと、こういうことで思っております。よろしくお願いします。

No.30 〇議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

石橋敏明議員。

No.31 **〇9番(石橋敏明議員)**

市長が今、言われましたように、この市長の答弁もあれですが、どれだけそういった状況を認識したというか、受け取っているのか。

やはりこういったもののセクションが1つ必要だと思うんですよ。

やっぱり現実に動くようなものにして、できるだけそういうものを吸収して、それでいろんなところにお任せする。そういったことを、やっぱり人を寄せたり打ち合わせするというのは、個々の団体ではできません。これは一括にまとめるのは市しかできないんですよ。

だからそういったことを市で確実にやって、確実に動くような状態に、システムに持っていって、こちらこちらとずっと持っていけば、一つの問題はある程度進んでいくと思うんですよね。おわかりですよね、市長、私の言うの。

だからそういうふうにしていかないと、どれだけ吸収しているかわかりません。「吸収していると思います」なんて言ったって、だれが吸収してるんですか、それじゃ、吸収してないでしょう。「おりません」と言ったほうが早いですよ、そんなもの、甘っちょろい。

だからやはり吸収して一つのシステムをつくり、市が主導でつくって、個々の町内なり区、いろいろ団体にお任せする、お任せしてやっていただく。そういうふうなものにやっぱり一つひとつ確実にしていかないと、全く進んでいかない、いつまでたっても全然進んでいかない、こういうふうなことになると思いますので、やっぱり1つこういったことをやるセクションが必要だと思いますよ。

これはぜひ、そういうふうにやるように考えてください。動いてください。お願いいたします。

ちょっと時間の都合がありますので、1番目の防犯対策、これにさせていただきます。

先ほど市民部長、警察にいろいろなことを求めていると、人数を増やすとかそういうこと をお願いしているということですが、どのようなお願いの仕方をやっているんですか、具体 的にお願いします。

No.32 〇議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

平野市民部長。

No.33 〇市民部長(平野 隆君)

具体的に言いますと、2市2町の防犯担当課長会議等々で2市2町の課長級が会うこと

があります。その会議で、各市町の担当のほうも、やっぱり犯罪抑止ということで、警察力の強化というのが非常に重要だという認識を持っていますので、そういった折に、情報の提供もそうですし、人的な要請もその場に出て2市2町で要請していると、そういう状況であります。

終わります。

No.34 〇議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

石橋敏明議員。

No.35 **〇9番(石橋敏明議員)**

それから、現状、個々の警察、豊明市内の派出所を含めた勤務状態と、そういったものについて、勤務状態とか、それで支障があるとかないとか、そういった話し合いが当然持たれると思いますが、勤務状態とかそういったものについてどれだけ把握しているか、答弁ください。

No.36 〇議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

平野市民部長。

No.37 〇市民部長(平野 隆君)

幹部交番においては、署員が二十数名いて交代で事に当たっているということで、ただ、 悲しいと思いますのは、議員が壇上でも言われたように、派出所の閉鎖とかいう状況がありますけれども、ただ、勤務状態の詳細までは把握しておりません。

終わります。

No.38 〇議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

石橋敏明議員。

No.39 **〇9番**(石橋敏明議員)

それは部長、ちょっとあれじゃないの。市民部長が、人数も把握してないわ、どういう状態か、話し合いといったって、人数がどれぐらいありますか、人員を増やしてくださいという

話をしておきながら、そんなものお願いしておりますよと言っておきながら、現状、何人いるかも把握してない、そんなばかな話はないですよ。あんまり市民をあざむいたようなあれじゃいかんよ。部長たるものちゃんとそれぐらいの、人数の把握ぐらいしておかないと。

私も先だって朝早く、ちょっと用事がありましたので4時ごろ、体育館のところを自転車でちょっとあれしましたら、先だって交番にも行き、褒めておきましたけれど、もう既に自転車で警らをしていただいておりました。長田地区、本当に寒いのによくやっていただいているなというふうに思いました。

先だってもちょっとそういうふうに感謝の意は表しておきましたけれど、それぐらいはやっぱり知っておいてくださいよ。基本でしょう、だって。

何人いるか、幹部交番に 12 名、みな三交代、前後7人、新栄4名、沓掛6名、これで足りますか。私は一般質問をするんだけど、増員、どういうあれでやられますか、増員についてお願いしたいと。

とにかく今、こういう状態ですから、豊明市は今、愛知県内で何番ですか、空き巣だとか被害、そういったものが、わかりますか。愛知県内 49 市区町村管内あります。これ何位ぐらいと思いますか。

もうわからないと思いますので、18位ですよ。

そういうふうで、いろいろデータもこういうふうに出ております。やはりそういったものを見ながら、どうしてこれだけ少ないからこうだというようなものをしないと、ただむやみに人数を増やしてくれでは。

私も聞きました、「三交代で、それじゃ4人なんかだったらどうなんですか」と言ったら、「1 人のときもありますので」、それは1人じゃ怖いですよ、プロレスの選手じゃあるまいし。

そういうことで、非常に苦労もしています。だから、「それは難しいかわからんけど、人数を増やすほうで私は質問します。市長にも動いてもらわないかんから」ということでお話をしてきましたら喜んでいました。

そういうふうなやっぱり数字とかそういったもので追っていかないと、県警だって増やしてくれません。だからそういうふうなものでお願いをしなきゃいけないと、こういうふうに思います。

まだたくさんありますが、ちょっと時間の都合もありますので、豊中問題でちょっと質問させていただきます。

一昨年ですか、ネット上に殺傷事件の予告が出たのは、たしか私の記憶で一昨年だった。運動会のときかな。だったと思うんですが、こんなことは個人攻撃になるかもわかりませんが、どうも学校の上部がかわってからこういった問題がどんどん起きてくる。これはちょっとおかしいんじゃないですか。私も総務文教ですからちょっと取り上げたいなと思っていますが、本当に、こんなことは黙っておったらいかん。

教育部長、10月3日と9月のこれあったんですが、何で今までそういうことを我々に、「い や、それは教える必要ないよ」と言えばそうかもわかりません。だけど私、昨日近所の人 から「こういうのがあったらしいじゃない知っとる?」って帰りに聞かれた。「あっそうですか」、まあ私、恥をかきましたけれど。

そしたら昨日夜、夕刊を見たら、家内が「何?」と言って、ちょっと大きくあれしました。 確かにけさの新聞でも、小・中校が荒れているということですが、この2回も把握しておき ながら、何の手当てをとったんですか。

No.40 〇議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

後藤教育長。

No.41 〇教育長(後藤 学君)

前回起きたのが 10 月3日の土曜日でした。たまたま小学校のほうで運動会が行われておりまして、そこへ第一報が入ってまいりましたので、私も指導主事とともに現場へ直行して、現地の確認をいたしました。

その場で校長に対して、どういったことが原因でこういうことが起こっているか、思い当たる節はないかというようなことを聞きました。考えられることとしては、学校の指導に対して生徒と教師の間で十分な理解ができていない可能性があるということでしたので、きちんと生徒たちとよく話し合いをするように、生徒たちの気持ちをよく理解して適切な指導をしていただくようにということを校長のほうにお願いをしてまいりました。

その後、特に事件はありませんでしたので、これで何とか落ちつくのかなというふうに思っておりましたけれども、残念ながら一昨日から昨日にかけて、前回よりもかなり大きい規模でこういった落書きの事件が起きて、本当に残念に思っております。

先ほど部長も答弁いたしましたように、校長をすぐ呼びまして、前回以降行ったことを、そ ういったことについて校長にただしました。

学校が行っているのは、生徒に対しては、学校生活はいろいろストレスがあるかもしれないけれども、そのストレスの発散の仕方として、もしこれは生徒がやっているとしたらという前提での話です。犯人がだれかということはわかっておりませんが、もし仮にそういうことがあるとしたら、生徒が行っているというようなことがあるとしたら、そういうことはよく考えてほしいというふうな指導を生徒にはしている。

また、教員に対しては、生徒は難しい年代ですので、生徒の気持ちをよく理解して、生徒 とのコミュニケーションを深めてきちんとした指導をするようにというふうな指導をしている というふうに聞いております。

No.42 〇議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

No.43 **〇9番(石橋敏明議員)**

10月3日と言いますが、9月20日もあるんですよね。これもやっているじゃないですか。 そんなのだめですよ、ちゃんと把握しなきゃ。新聞にこれだけ大きく出ていて、そんな10月 3日のことばっかり言ったらだめです。この2つあった。

で、「適切にやってください」と、そんな抽象的なことじゃだめですよ。どういうことなんですかということ。教育委員会だって、もうちょっと気合を入れてやってもらわないかんですよ、こんなもの、そうでしょう。

で、私は、朝ちょっと、これは自分のあれになりますが、朝立っていますので、どうも先月、10月、市長、聞いておいてくださいよ。朝、もう子どもたちが最近どうもそわそわしている。どうもおかしいなと思ったら、ある新聞でも出ましたけれど、いじめの問題がまた出ました。何かあるのかなと私は感じたんですよ。

それで、3~4人聞いてみました、あちらこちらにね。「いじめがあるんかなあ」と、「いじめはどうだ」と、「まあゼロということはないわな」というふうに聞きましたら、どうもかなりその辺もあるみたいですね。それはゼロということはありませんで、我々のときでもかなりありましたので、だけどそういうふうで、かなり荒れているのかなと。

で、教育長、「適切なことをやってください」とかそんな抽象論ではだめ。そんなことばっかりやっているからあれなんで、一歩突っ込んでくださいよ。どこが悪いんですか。

例えば先生だって、女の先生なのかどうなのか、そういったところまでやっぱり、それで やっぱり毅然とした態度をとってやる。そうしないと解決できません。

私は高校のときに、私の高校は福岡県の公立高校でしたけれど、1年前まで相当荒れていました。私の1年前に校長がば一んとかわりました。全くなくなりました。そういうことなんですよ。

だからかえろとか何とか私は言っているのではないですよ。だけどやっぱり考え方、教師でかなり変わってくるということ、これは現実なんですよ。

だからそういうことで、やはり教育長、教育関係者もその辺をうやむやにするんじゃなしに、やっぱり指摘するところは指摘しないとだめですよということを私は強く要望したいと思います。

で、先月も15日の日、市のどなたか来ましたよね。うちの前の公園にやっぱりスプレーで描いてました。うちの家内が「変なことを描いてあるよ」ということで、だからその前後だと思います。市が消しに来ましたので、そういったこと。

それから2~3日前、公園で火をたいていました。

それから、あずまやを壊しています。

それでトイレも、先月か、老人会の方から言われましたけれど、消火器を振りまいて、も う2回目ですが、ドアもぶち破りましたよね。それで便器もぶち割られました。

No.44 〇議長(坂下勝保議員)

質問中でありますが、残り時間5分となりました。

石橋敏明議員。

No.45 〇9番(石橋敏明議員)

ほとんどが中学生だろうと思います。

そういうことで、やっぱり教育、ちょっとしっかりしてください。ちゃんとしたやっぱり、言いたくないことでもやっぱり言わないとだめです。

そういうことでお願いいたします。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

No.46 〇議長(坂下勝保議員)

これにて、9番 石橋敏明議員の一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩といたします。

午前10時57分休憩

午前11時7分再開

No.47 〇議長(坂下勝保議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

13番 松山廣見議員、登壇にてお願いいたします。

No.48 O13番(松山廣見議員)

皆さんこんにちは。

議長のお許しがありましたので、通告に従い、順次質問させていただきます。

元気な石橋議員の後の2番目ですので、大変比較されてやりにくいというか、やりやすい というか、しっかり理事者の方、よろしくお願いいたします。

まず初めに、無駄根絶へ今こそ。

政府の行政刷新会議が事業仕分けを開始し、来年度予算の概算要求から無駄を洗い 出す作業を本格化させている光景が、11月27日まで続きました。

国会議員と民間有識者等による仕分け人が、予算を要求した各府省の担当者等と議論し、その事業が必要か否か、地方に移管すべきかなどの判断をその場で出していきました。長年にわたって硬直化した予算配分にメリハリをつけようとする意図に、国民は好感を持って見詰めています。

事業の必要性を問うことは、その事業を定めた制度や事業を担う組織の見直しにもつながり、単に削減額を積み上げるだけでなく、文字どおり将来の行政の刷新につながる議論も期待したいところです。

特筆すべきは、作業が全面的に公開されたこと、それも会場での限られた人だけではなく、インターネットで中継され、全国どこでも見ることができたのは画期的です。

予算査定の生の現場が公開され、国民の納めた税金がどのように使われようとしているのかを見詰めることは、民主主義の原点を確認する機会にもなるのではないかと考えます。

しかしながら、事業仕分けをしても景気対策には何の効果もありません。政治ショーに国 民が満足したことは、25 日の毎日新聞の世論調査結果でも明らかです。華々しくショーを 打ち上げ、好印象を与えた後、「実は」と軌道修正するようでは、期待外れです。

事業仕分けもそうです。決定ではないとかいった言いわけが後追いをします。補正凍結にしても、草川質問主意書で明らかになったように、実は概算要求で 110 もの事業が復活していました。実施を遅らせただけです。

こういうごまかしがあっては、国民の信頼を失います。本来、仕分けすべきは、国家公務員の人件費2割削減、後期高齢者医療制度の廃止、年金改革、高速道路無料化、子ども手当の各種控除廃止による課税最低限引き上げによる増税の影響、所得制限、ハッ場ダム中止など、民主党のマニフェストこそ仕分けすべきではないでしょうか。

そこで、お伺いします。

- 1、政権が公開で行っている事業仕分け作業にさまざまな問題があるにせよ、予算査定の生の現場を納税者が見ることができるのは、民主主義の原点を確認するいい機会になると思いますが、我がまちも、来年度予算編成の時期を迎えて、その発案権者である市長は、国の仕分け作業をどのように認識しておられるのかお伺いします。
- 2、我がまちの予算はどのように編成され、市民の税金がどのように使われているのか という意識は、住民の間で今後ますます増幅されていくと考えられますが、市長はこうした 納税者、市民の意識にどのようにこたえていくかお伺いします。
- 3、会計検査院が指摘したような税の無駄遣い、預け、埋蔵金、受注業者の選定に当たっての問題点など、本市の実態はそのような事実がないのかお伺いします。

2点目、冬本番の新型インフルエンザへの取り組みについてお伺いします。

新型インフルエンザの流行がメキシコで確認されてから約半年、全国の推計患者が約83万人と報告されるなど、10月に入り急速に感染が拡大しています。この冬に向け、さらなる流行拡大を想定した万全の対策が必要です。

毎週のインフルエンザ患者の定点医療機関報告から試算した11月上旬、2日ないし8日の推計患者は、前週よりも1万人少ない153万人、検出されたウイルスは大半が新型だった。

また、これまでは5ないし14歳が6割以上を占めていたが、この週は56%に減少、5ない

し 14 歳は3割以上が既に医療機関を受診していると見られ、小中学生の流行が頭打ちになり、前後の世代に移った可能性があるとも指摘されています。

また、季節性インフルエンザは毎年1月ないし3月ごろにピークを迎え、今回の新型は例年より2カ月以上早く、厚労省は、これから冬本番を迎えるので、いつがピークになるのか予測できないとしています。

こうした中で、国内でワクチンの接種が 10 月 19 日から始まりました。重症化を防ぐ効果が期待されている半面、発症防止には限界があるが重症化は防げるとし、重い副作用もわずかだが起こるとされています。

専門家からは、新型インフルエンザの毒性はほぼ季節性並みで、通常は数日休養すれば回復すると見る。ただし、大半の人に免疫がないため、感染力が強い上、妊婦や持病のある人は症状が重くなりやすく、健康な若年者でも肺炎などを併発し、重症化するリスクがあると見られています。

市内の医療機関では、季節性インフルエンザのワクチンが新型インフルエンザのワクチンの製造で遅れていて、どちらも不足していて混乱の極みと悲鳴が上がっています。

接種回数も、当初の2回から1回に減らすなど、刻々と変化してきていますが、冬本番を前に、新型インフルエンザに対する我がまちの取り組みについてお伺いします。

1、我がまちにおける新型インフルエンザによる発症の実態をどのように把握されているかお伺いします。

また、それによる学級閉鎖など、小中学校での対応をお伺いします。

- 2、新型インフルエンザワクチンの接種にかかわる我がまちの実態と、今後の見通しについてお伺いします。
- 3、ワクチン接種には接種費用は 6,150 円の新たな費用が発生することから、国が負担 軽減を講じるとしている生活保護世帯や住民税の非課税世帯に加え、すべての優先接種 対象者に対して接種費用を助成するよう市長に求めますが、お考えをお伺いします。
- 4、冬本番は、受験生にとっては勝負の冬でもあります。小中学校における予防と対策 について、どのように取り組んでいかれるかお伺いします。
- 5、住民にとっても、新型インフルエンザに対して正確でわかりやすい情報提供が不可欠です。混乱を未然に防ぐためにも、相談窓口を明確にして住民の不安にこたえる必要があります。住民の相談体制についてお伺いします。

次に3点目、「子ども条例」の制定についてお伺いします。

「子どもの権利条約」ができて 11 月 20 日で 20 年になりました。「子どもの権利条約」は、すべての子どもたちに保障される 40 の権利を含む全 54 条から構成されており、そして 40 の権利は、子どもたちが一人の人間として成長し、自立する上で必要な基本的な権利であります。

現在、日本の子どもたちは、平和で豊かな環境の中で育っていると言われています。しかし、いじめ、犯罪、虐待といった子どもたちの事件が相次ぎ社会問題となり、過度の競

争社会と言われる中で、子どもたちは日々どのような思いで暮らしているのでしょうか。

先進市の事例を見ますと、平成 17 年度までに策定を義務づけられた「次世代育成支援 地域行動計画」ばかりでなく、子どもに関してより効果的で実効性のある施策を推進する ため、子どもの権利、健全な育成等について、それぞれの市の実情に応じた基本理念の 枠組みを定め、それに基づいた施策を統一的、体系的に展開するため、子どもを始めとす る市民の声を聞きながら、「(仮称)〇〇市子どもの権利条約」等の制定に積極的に取り組 んでおります。

その理念は、保護者に愛情を持ってはぐくまれ成長していく権利、自分にかかわり合い のあることに意見を述べる権利、さまざまな活動に参加する権利、あらゆる差別や暴力を 受けることなく命が守られ、安心して生きる権利、自分らしさが認められながら育つ権利を 尊重することであります。

そして、その理念のもと、子育てを支えるまち、子どもが参加できるまち、子どもが安心できるまち、子ども一人ひとりを大切にするまちを目指しています。

家庭、学校、施設、地域など、あらゆる場面で子どもの権利が保障されるとともに、子どもが自分の権利を正しく行使できるよう、大人はその環境を整えていく義務があると思います。

豊明市においても、子どもの権利をしっかりと条文化した「子ども条例」等を制定すべきであると思いますが、市長のご所見をお伺いします。

最後に、薬物汚染問題についてお伺いします。

有名芸能人の大麻や覚せい剤の所持・使用事件が相次ぐなど、薬物汚染が日本社会に 深刻な影を落としています。

憂慮されるのは、中高生や大学生など10代、20代の若者の間で特に汚染が急増していることです。上半期中に大麻絡みの事件で摘発された1,446名のうち、85%が初犯で、63%が20代以下という数字が、その実態を裏づけています。

低年齢化が進み、薬物がこの国の青少年たちの未来をむしばみつつある現実を、深刻 に受けとめなければなりません。

何にも増して重要なのは、「薬物許さず」、「ダメ。ゼッタイ。」との強い意思を社会全体で持ち合い、撲滅への機運を高めることが何よりも重要です。若者が一時的な好奇心で薬物に手を染める風潮そのものを変えない限り、薬物の根絶は実現し得ないからです。

家庭や地域、学校など足元の大人社会の責任と役割を自覚し、警察や市民団体、教育機関などと協力して薬物汚染から若者を守るために、以下お伺いします。

- 1、我がまちの薬物乱用についての現状の認識とその防止策についてお伺いします。
- 2、若年齢化する薬物乱用の実態を見るにつけ、その対策には教育によるところが大きいと思います。教育委員会の取り組みをお伺いします。
- 3、警察や市民団体、教育機関などと連携しての社会全体での取り組み体制についてお 伺いします。

4、覚せい剤事犯での逮捕者のうち、半数以上が再犯というのが現状。社会復帰を支援 する体制整備が急務です。対応をお伺いします。

以上で、壇上での質問を終わります。

No.49 〇議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

宮田企画部長。

No.50 〇企画部長(宮田恒治君)

それでは、最初の質問の無駄根絶へ今こそのうちから、国の仕分け事業についてどう認識しているかという質問がありますので、この点について回答していきたいと思います。

政府の行政刷新会議が行っています事業仕分けについては、国の予算の無駄遣いを洗い出そうとする仕分け人と、事業を守ろうとする官僚たちの激しいやりとりが報道されており、注目して見ていました。

国の事業仕分けは、国が行っている事業を予算項目ごとに、そもそも必要かどうか、必要ならばどこがやるかを担当職員と外部の評定者が論議して、最終的に不要、民間、国、地方自治体に仕分けするとともに、予算の削減を最大の目的として行っているものと理解しております。

疑問点に特に感じたことは、仕分け対象事業の事業数が若干少ないのではないかということと、対象事業の選定基準が明らかではない、それから仕分け時間が1時間で行ったという、非常に短い時間で行われたということ。それから事業内容の説明の能力によって評定結果が左右されたことなど、多少疑問な点もあったと感じております。

しかし、市民やマスコミなどが傍聴する公開の場で論議されたこと、行政外部の人が仕分けすることなどについては、予算削減のツールとしては非常に有効なものであったと感じております。

一方、豊明市のレベルで、もし事業仕分け作業を行った場合については、その結果が直接市民サービスに影響していきますので、これが国との大きな違いではないかと思います。

豊明市では、財政状況が厳しさを増す中で、事務事業の選択と集中の観点から方向性を決定していく必要があると思います。このため、行政評価の手法によって、職員が実際の現場を見ながら、関係者の意見をよく聞くことによって、現状の評価と改善への取り組みを行ってきています。市民にわかる形で今後も判断してまいりたいと思います。

以上で終わります。

No.51 〇議長(坂下勝保議員)

山本総務部長。

No.52 〇総務部長(山本末富君)

無駄根絶へ今こそのご質問の中の、2番、3番につきましてご答弁申し上げます。

まず、2番の予算編成、税金の使われ方についてでございますけれども、毎年の予算編成につきましては、あらかじめ金額の多額なものは実施計画として企画政策課に提出をしていただき、総合計画との整合性や優先度から査定を受けます。

また、新規に雇用を計画している臨時職員は、人事秘書課の査定を受けてから本予算要求となります。

21 年度を例にいたしますと、各課から出されました最初の予算要求額は、歳入総額よりも歳出総額が約9億円上回っておりました。各課のヒアリングを行い、歳入を約4億円増額、これは基金の取り崩しと起債の増加であります。歳出のほうも、不要不急の事業の見直しや、特別会計への繰り出しの見直しなどで約5億円減額をし、一致をさせました。

税金の使われ方につきましては、毎年広報4月号に当初予算や台所情報を掲載するほか、6月と11月には予算の執行状況を、また同じく11月には決算状況も公表して、市民の皆様にご理解をいただけるように努めております。

また、市のホームページにも、予算の概要は平成17年度から、決算の概要は平成16年度から、また健全化判断比率の公表は19年度から公表しているほか、基金残高でありますとか市の主だった財政数値も公表しております。

今後も、積極的に市民の方に情報を提供し、ご理解をいただけるよう努めてまいります。 続きまして、3番の会計検査院が指摘しましたような税の無駄遣いでありますとか、預 け、埋蔵金、受注業者の選定に当たっての問題点など、本市の実態にそのような事実は あるのかないのかというようなご質問につきまして、ご答弁を申し上げます。

会計検査院の指摘が新聞紙上などで報道されておりますが、この中で預け、いわゆる業者に架空の発注をして代金をプールするもの、また埋蔵金、こちらは特別会計の余剰資金や独立行政法人などが造成した基金などでございます。

一部の自治体で発覚した税金の無駄遣いにつながる不適切な経理処理、使途不明金は、本市においてはそのような事実は全くございませんので、ご安心をしていただきたいと思います。

受注業者の選定につきましては、平成 13 年施行の公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、いわゆる適正化法により、入札、契約の手続の透明性、公平性、競争性を図るため、平成 16 年度より制限付き一般競争入札対象金額の範囲の拡大、公募型指名競争入札の試行導入を行ってまいりました。

また、そのほかの受注業者の選定におきましても、豊明市指名業者審査委員会、この委員会は、委員長である副市長を始め6人の部長が委員となって組織されており、豊明市が施工する工事の請け負い、その他の契約に係る指名業者を適切に審査し、業者の選定を行っております。

今後も、入札制度の透明性などの確保のため、適正化法、豊明市契約規則に基づき、 適正な契約事務を行ってまいります。

以上でございます。

No.53 〇議長(坂下勝保議員)

濵嶌健康福祉部長。

No.54 〇健康福祉部長(濵嶌義和君)

それでは、松山議員の冬本番の新型インフルエンザへの取り組みについて、5点ご質問が寄せられ、そのうち4点を健康福祉部のほうでお答えを申し上げます。

まず1点目、市内の新型インフルエンザ発症の実態掌握についてでございますが、新型インフルエンザは、今年4月末の国内発生から全国的に感染が拡大し、国の見解では、今後も流行が続き、11月末から12月初旬にかけてピークを迎えるが、終息せず、また来年1月から2月に再び増加するというふうに予測をいたしております。

愛知県も、9月以降の患者数の増加に伴い、10月8日に全国で4番目にインフルエンザ警報を発令したところでございます。

県内発生当初は、保健所が発生地域の封じ込め対策を実施してきましたが、流行期に入った現在、集団感染状況の把握に努めているところでございます。

その対応といたしましては、保育園、小・中・高等学校で集団発生があれば、それぞれの施設が保健所へ報告し、その情報をまとめた県が、教育委員会、医師会、市町村にメール配信をいたします。

市は、その情報をホームページにアップする一方、東名古屋医師会豊明支部の全面協力により、市内の発生動向を見るため、週単位での患者数の提供をいただいております。 ご質問の2番目ですが、新型インフルエンザのワクチン接種に係る我がまちの実態と今後の見通しについてでございます。

現在、優先接種対象者への予防接種が、市内 14 カ所の医療機関で実施されているところですが、県からのワクチン配分の遅れや、希望量が確保できないなど、医療機関の予約に影響が出ております。

今後は、追加配布の予定があるほか、2回から1回接種への変更もございますので、接種体制が整うというふうに考えております。

3点目、すべての優先接種者に助成をというご質問でございます。

あくまでも生活保護世帯及び市民税非課税世帯が補助対象ですので、優先接種者すべての方に助成する市単独での対応は考えておりません。

最後は、1つ飛びまして5点目、市民へのわかりやすい情報提供及び相談体制でございます。

この新型インフルエンザ情報は、市のホームページのトップの位置にアップいたしまして、その内容も逐次変更するなど、わかりやすい情報提供に努めております。

今、一番関心事となっておりますワクチンの優先接種情報も、広報等でお知らせいたしております。今月の 12 月号にも掲載いたしております。

相談体制といたしましては、健康課の職員が春のゴールデンウィークの直前から今までずっと相談に当たっております。インフルエンザのみならず、健康問題につきましても、全般にわたり相談に応じている状況でございます。

終わります。

No.55 〇議長(坂下勝保議員)

竹原教育部長。

No.56 〇教育部長(竹原寿美雄君)

それでは教育部には、3項目のご質問をいただきました。

まず1項目目の、冬本番の新型インフルエンザへの取り組みについての中から、2点ご 答弁を申し上げます。

1点目は、新型インフルエンザに対する小中学校の対応についてお答えをしたいと思います。

市内の公立の小中学校の学級閉鎖は、9月7日から11月25日までに学級閉鎖が64学級、学年閉鎖は6学年、休校が1校であり、延べ105学級が閉鎖となっております。これは、特別支援学級を除いた全学級数192学級の約55%に当たります。

新型インフルエンザによる学級閉鎖につきましては、感染力が強いことや、感染による 肺炎などの重症化が心配されます。

そこで、県から示されている臨時休業、いわゆる学級閉鎖の措置を行う場合、欠席者の 10%という目安を弾力的にとらえ、何よりも子どもたちの健康状態を第一に考え、欠席状 況をしっかりと把握した上で、学校、学校医、教育委員会で慎重に対応をしております。

2点目、4つ目の項目になりますが、各小中学校の予防と対策についてですが、各学校では、朝の健康観察での一人ひとりの健康状況の把握、放課後や体育の時間後の手洗いやうがいの徹底、それからマスクの着用や、来校者用の消毒液の設置、行事の延期や中止等、家庭との連携と協力のもと、感染防止に努めております。

教育委員会としましては、今後も季節性のインフルエンザの感染も予想されることから、 引き続き手洗い、うがい、マスクの着用などによる感染防止に努めてまいります。

また、愛知県立高等学校入学選抜における新型インフルエンザの対応につきましては、全日制課程推薦入学時においては追検査が実施される予定でありますが、ただし一般入学については、従前よりA・Bグループの2校受験が可能であることから、新たな追検査は実施をされません。

これから受験を控えている受験生によっては、特に健康管理が心配されるところであります。健康管理には十分気をつけていくように、今後も注意を呼びかけてまいります。

それでは、かわりまして次に2点目、「子ども条例」の制定についてご答弁を申し上げます。

「子どもの権利条約」は、1989 年 11 月 20 日に第 44 回国連総会において採択され、我が国では 1994 年4月 22 日に批准をされました。

この「子どもの権利条約」は、従来の児童を保護対象とする視点からではなく、権利を持つ主体と認めている点が特色となっております。

この条約の5つの要点の1つとして、安心して生きる権利、2つ目として自分らしく生きる権利、3つ目として豊かに育つ権利、4つ目として参加する権利、5つ目も大切なものであります。他人の権利を尊重するというものであります。この5つの要点が、「子どもの権利条約」の中では非常に重要であると考えております。

今、子どもを取り巻く状況等は、大変懸念されるところであります。諸般の状況を考え合わせますと、やはり根幹にあるものは人権教育であると思います。

学校現場では、基本的人権について授業の中で、小学校6年の社会科、中学校では公 民分野等の授業で学習をしております。

また、新学習指導要領では、道徳の指導の充実が上げられております。道徳の目標には、「人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭や学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち」とあります。

この目標を達成していくには、児童生徒の心の中に確かな人権意識をはぐくんでいくことにほかならないと考えます。

各教科、特別活動、総合的な学習の時間などを通して、人と人とのかかわり合いや、お 互いを認め合い、高め合う活動を学校教育活動全体の中で行い、人権教育を進めていま す。

また、人権教育を進めるに当たり、6つの観点に基づき進めております。

1つ目は基本的人権の尊重、2つ目は判断力の育成、3つ目は正義感の育成、4つ目は主体性の確立、5つ目は勤労観や職業観の育成、6つ目は基礎学力の育成を大切な事項として、学校現場では人権教育の推進を行っております。

生涯学習では、家庭教育学級やPTAや青少年健全育成などを通して勉強会などを開催していきたいと考えております。

こうして継続的に学習することで、人権意識の醸成がされていくのではないかというふうに考えております。

お尋ねの条例制定については、今後の課題とさせていただきたいと考えております。

それでは、かわりまして3項目目になりますが、薬物汚染問題についてから、教育委員会の取り組みについてお答えをしたいと思います。

薬物乱用防止の教育について、各学校では、愛知県警察から学校へ講師として派遣し

ていただき、薬物乱用防止教室を実施をしております。

また、特別活動の時間において、文部科学省の資料、喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料を活用した指導や、地区の保健指導において作成している薬物乱用防止の指導事例を使い、各学年に応じた指導を行っております。

教育委員会では、愛知県警察や財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センターなどの関係 諸機関との連携を持ち、薬物乱用防止キャラバンカーの活用などを含めて、子どもたちの 発育状況に応じた指導を進めてまいります。

以上で、答弁を終わります。

No.57 〇議長(坂下勝保議員)

平野市民部長。

No.58 〇市民部長(平野 隆君)

市民部のほうからは、薬物汚染問題について3点お答えをいたしたいと思います。 まず1点目の、薬物乱用についての現状認識とその防止策ということでございます。

この我がまちという、豊明市においてですけれども、薬物乱用についての現状というのは、ちょっと把握しておりませんといいますか、県のほうに聞いても、県下の状況でしか教えていただけませんでした。その点、ご了解いただきたいと思います。

若干数値でその状況をご報告しますと、平成 19 年度、県下では 1,052 人の検挙者数。 内訳が、覚せい剤が 848 人、大麻 153 人、その他麻薬類として 41 人。平成 20 年度にあっては、1,029 人の検挙者。覚せい剤 821 人、大麻 169 人、その他麻薬類で 41 人ということで、ちなみにもう一つ、21 年度、今年度 10 月末までには、検挙者が 932 人。内訳として覚せい剤 761 人、大麻 149 人、その他麻薬類で 22 人という内訳となっております。

そこで、市の防止策ということでございますけれども、県警のほうでは、所管が生活安全課と協力して、啓発、啓蒙ということでこの薬物乱用の怖さ、そして社会に及ぼす害について広報、あるいはチラシ等での呼びかけをしていくということが必要と考えております。

それから3点目の、警察等の連携で社会全体の取り組み体制ということでございます。

この薬物関係の取り締まりについては、県警は薬物銃器対策課、署におきましては刑事 課が担当部署となっているわけですけれども、本市におきましてその支援する団体とし て、瀬戸保健所豊明保健分室、あるいは豊明ライオンズクラブにおきまして、豊明まつり 等で薬物乱用防止キャンペーンとしてチラシ配布による呼びかけを実施していただいております。

また社会福祉協議会では、毎年7月の社会を明るくする運動の中で、薬物乱用防止の呼びかけをしております。

また、少年たちを非行から守っていただける保護司会の方々にも、多大なご協力をしていただいている状況でございます。

そして4点目の、半数以上が再犯ということで、社会復帰の支援体制、その対応ということですけれども、市といたしましては、先ほども述べましたように、薬物乱用の怖さでありますとか、及ぼす害についての影響の大きさ等々の怖さを十分広報、チラシで警告していくという体制をとっていきたいと思っております。

ちなみに、警察におきましては、ヤングテレホンを平日の午前9時から午後5時まで開催し、薬物の誘い、相談事について一人で悩まないように相談を受けるシステムを構築しておりますので、ご案内かたがた、ご回答とさせていただきます。

終わります。

No.59 〇議長(坂下勝保議員)

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

松山廣見議員。

No.60 〇13番(松山廣見議員)

全体的に大変詳しく答弁していただきまして、ありがとうございました。

こちらも控えるのに大変苦労しておりますけれども、また後で答弁書等を見せていただき たいなと、そのように思っています。

まず初めに、最後の薬物汚染問題についてをちょっと。

現状についてはいろいろと詳しく説明していただきましたが、その中で、聞くところによりますと、保護司会においても保護司の方が取り組んでいるようですけれども、わかれば活動状況をちょっと教えていただきたいと思いますけれども、よろしくお願いします。

No.61 〇議長(坂下勝保議員)

濵嶌健康福祉部長。

No.62 〇健康福祉部長(濵嶌義和君)

保護司会の方々には、薬物乱用防止の啓発の部分を担っていただいております。例えば、先月 11 月1日の豊明まつりにおきましては、商工会館を中心に、保護司会の方々と 更生保護女性会と合同で、麻薬・覚せい剤乱用防止運動ということで、チラシと粗品で啓発を行いました。

またさらに、先ほど市民部長の答弁にもありましたとおり、社会を明るくする運動、いわゆる社明運動におきましても、今年度3回、大脇区、ゆたか台区、舘区においてミニ集会の折、チラシを配布して啓発を行いました。

終わります。

No.63 〇議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

松山廣見議員。

No.64 O13番(松山廣見議員)

ありがとうございました。

先ほどの答弁の中に、薬物乱用防止キャラバンカー、これは県にもあるわけですけれども、それを活用ということですが、台数が限られているし、かなりいろいろとその要請するのに競争率も高いようなんですけれども、学校のほうでは、今までそれを要請したことがあるのか。

また、今後するには、前もって早い時期に、22 年度でしたら今のうちにいろいろと計画を 立てないといけないと思うんですが、その点はどうでしょうか。

No.65 〇議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

竹原教育部長。

No.66 〇教育部長(竹原寿美雄君)

この薬物乱用防止キャラバンカー、実際に教育の現場では来ていただいて利用させていただいております。

非常に競争率が高いということでありますので、できるだけ早く年間の年次計画を立てて要請をしていくというようなことを考えていきたいと思います。

以上です。

No.67 〇議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

松山廣見議員。

No.68 O13番(松山廣見議員)

この薬物乱用防止問題については、かなり取り組みが行われているようですので、次に 移ります。

次に、「子ども条例」の制定についての再質問ですが、「子ども条例」の制定は先進地で

は東京都の制定が多く、目黒区、また多くの自治体でわかりやすい条例制定により、子どもの人権施策や子育て施策をさらに推進して、未来を担う子どもたちが生き生きと元気に 過ごせるまちの実現を目指しております。

当市においても、前向きな制定をぜひお願いしたいんですが、再度よろしくお願いします。

これは、子どもたちが本当にすくすくと育っていく、それを願う住民の皆さん、地域の皆さん、全員がそれについて、子どもたちにもわかりやすく条文化したそういうことを、予算も要らずにいろいろと検討もできると思いますので、ぜひお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

No.69 〇議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

竹原教育部長。

No.70 〇教育部長(竹原寿美雄君)

この「子ども条例」の制定につきましては、一部の自治体でこうした「子どもの権利条約」 をもとにした「子どもの権利条例」、または「子ども条例」というものを制定をしているという ことは承知しております。

県内でも、豊田、名古屋市というふうなところが制定をしているようでありますが、今後、こうした先進都市の事例を調査研究をし、市長部局とも協議をしていく必要があるというふうに思っています。

そうした協議を進めながら、制定に向けて調査研究を進めていきたいというふうに考えて おりますので、よろしくお願いいたします。

終わります。

No.71 〇議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

松山廣見議員。

No.72 〇13番(松山廣見議員)

この権利条約、権利については本当に、大人もですけれども、権利だけを主張して義務がおろそかになっているというふうな、そういう状況もあるんですが、やはり子どもにも、ここで権利の話をしましたが、義務についてをしっかり教育をお願いしたいと思いますが、その点はどういうふうに行っているでしょうか。

お願いします。

No.73 〇議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

竹原教育部長。

No.74 〇教育部長(竹原寿美雄君)

義務における教育ということであります。

最初の答弁で申し上げましたが、学校現場では、小学校の6年生では社会科の時間、それから中学校では公民分野の授業の中で、こうした権利の問題について、人権の問題について授業をしているところでありますが、その義務につきましても、あわせて教育の現場のほうでしっかりと子どもたちに指導をしていきたいというふうに思います。

以上です。

No.75 〇議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

松山廣見議員。

No.76 〇13番(松山廣見議員)

では、義務についても、しっかり教育の現場で教育をよろしくお願いいたします。

次に、冬本番の新型インフルエンザへの取り組みについての再質問ですが、ワクチン接種に接種費用が 6,150 円の新たな費用がかかると、これはいろいろと報道されているわけですけれども、これは1回分ですか、2回分の計算でしょうか。

よろしくお願いします。

No.77 〇議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

濵嶌健康福祉部長。

No.78 〇健康福祉部長(濵嶌義和君)

2回分の計算でございます。

終わります。

No.79 〇議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

松山廣見議員。

No.80 〇13番(松山廣見議員)

わかりました。

あとは、このインフルエンザについては、きょうの最後に杉浦議員が質問しますので、これ以上は残しておきたいと思います。

最後に、無駄根絶へ今こそについて、このことについても、市も本当に予算の少ない中でいろいろと対応していただいております。

そういう中で今、アイデア五輪というのを行っていて、10月30日に締め切りだったわけですけれども、事業仕分けなど税の無駄遣いについて、そういう提案か、そういうのがありましたかなかったですか、その辺を。

No.81 〇議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

宮田企画部長。

No.82 O企画部長(宮田恒治君)

アイデア五輪の関係は、全体で約100件ほどの提案をいただきましたが、その中で事業仕分けについての提案はございませんでした。

終わります。

No.83 〇議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

松山廣見議員。

No.84 **〇13番(松山廣見議員)**

わかりました。

今後、このアイデア五輪の件も、今からいろいろ精査されていくと思いますので、よろしく お願いいたします。

大変詳しく答弁いただきまして、ありがとうございました。

以上で、私の質問を終わります。

No.85 〇議長(坂下勝保議員)

これにて、13番 松山廣見議員の一般質問を終わります。 ここで、午後1時まで昼食のため休憩といたします。

午前11時57分休憩

午後1時再開

No.86 〇議長(坂下勝保議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

11番 村山金敏議員、登壇にてお願いいたします。

No.87 O11番(村山金敏議員)

それでは、議長のご指名をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

昼一番ということで、腹も満たし、大変厳しい時間ではありますが、ご静聴のほどよろしく お願い申し上げます。

まず1番目に、相羽市長公約の進捗状況及び今後の取り組みについて質問いたしますが、一般質問の定義は、議会の議員が地方公共団体の一般事務について執行機関に対し所見を求め、疑義をただすということを言うとあります。いささか趣旨を外れてはおりますが、お許しをいただきたいと思います。

さて、通告書には「1. 市長候補 あいば英勝のマニフェストについて」、「2. あいば英勝後援会だよりから、豊明市政改革5つの基本政策 + α について」と記載してありますが、平成 19 年4月1日発行の後援会だより(号外)には、「豊明市政改革5つの基本政策」と記載してあります。これは、選挙公約と受けとめましたが、平成 19 年4月 10 日発行の後援会だより(号外)には、それも含めマニフェストと大書してありますので、市政改革5つの基本政策もマニフェスト、政策綱領として受けとめます。

相羽市長も、就任後約3年を経過しようとしています。立候補時に相羽市長がマニフェストを唱え、相羽候補の支援者がそれに期待し、こたえたという両者間で約束されたものであります。その約束事の実行について、検証の意味も込めて相羽市長に質問いたします。

そもそもマニフェストとは、従来の具体性を欠く抽象的な選挙公約とは区別されており、 政策の目標数値や達成期限、その財源、手法、工程が具体的に示されたものを言いま す。その定義に従い、既に達成したもの、進行中、未達成のものに分けて、また、任期中 にできないものについては、できない理由もご答弁ください。

進行中、未達成のものについては、今後、どのように取り組むか、前述のとおり、目標数値、達成期限、財源、工程についてご答弁いただけましたら幸いです。

昨今の最悪の経済状況や政権交代による弊害、その他の要因等で、任期中に達成でき

ないものがあるかもしれませんが、今後も頑張って前向きに善処していただきたいと思います。

続きまして、通告の2番目の区長要望工事について質問に移ります。

毎年6月になると、地区の会議で区長要望工事の議案が出てまいります。防犯灯の設置から交通安全、道路改修、側溝改修と、道路や河川の草刈まで、あらゆる要望が出てまいります。

そこで、役員が整理し、区長要望として市に申請するわけですが、その時点で、住民は大きな期待を持ちます。ところが、12 月ごろに担当者の調査、判定により却下されるものが少なくない。期待を持った住民は、なぜだめなのかという疑問を持ちます。

住民も、市の財政が苦しいことは十分承知して要望をしています。住民の期待に沿えるような対応が必要であると思います。財政的な面とはほかに、調査時の判定の基準を申請者に理解できるような説明が必要である。

ここで、質問の1として、区長要望工事の調査時の判定基準についてのご答弁をお願いいたします。

また、要望の中には時期尚早等の判定を下されたものもあります。

質問の2として、時期尚早等の判定を下された要望工事の対応についてご答弁をお願いいたします。

質問の3として、区長要望の中に工事のほかに排水路、ため池の草や雑木の伐採、清掃等々、また交通安全施設に係る要望も多くあるが、その対応についてご答弁を願います。

当該地区では、今年は要望件数そのものを縮小したぐらいでありますが、市当局もますますが、力して住民の要望にこたえていただきたいと期待しております。

それぞれ答弁をよろしくお願いいたします。

No.88 〇議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

相羽市長。

No.89 〇市長(相羽英勝君)

村山議員からの、私のマニフェストについての進捗状況、それからもう一つは、ちょうどもう2年半を経過しましたけれども、当初、市役所に来たときの感想、それから今後の課題というようなところについてちょっと回答をさせていただきたいと思います。

率直に言いまして、私がちょうど2年半前に市役所に来た折は、市の状態というのは、体格は大きかったけれども、その大きな体格に対してどんな体力があるのかな、それからもう一つは、その体力を支えるためにどういう体質があるのかなというようなところの観点で、いろいろ私なりに考え方を持って、今までいろんな仕事に取り組んでまいりました。

この間、社会経済環境というのは大きく変わってきておりまして、日本の以前、GDP世界 2位というような形で経済界も産業界も、国民も生活を謳歌していたということから大きく変わったわけであります。したがって、現在も国の借金が 864 兆円あると。

豊明市の場合は、市民1人当たりにしますと36万円ぐらいということですが、国の借金は678万円というような状況になっております。

事ほどさように、私の掲げたマニフェストを実行するための一つの課題といいましょうか、 阻害要因というんでしょうか、そういうものがたくさんあったわけであります。

1つは、やはり予算制度ということが上げられます。

またもう一つは、やはりお役所というのは長い間ずっと継続をしてきているわけでありますから、過去のならわし、あるいは過去の仕組み、そういうものが延々とつながっていくと。こういうことが一つのいい長所であり、短所であるわけであります。

それからもう一つは、私は豊明市の場合は、市制をしいてもう37年過ぎまして38年になるわけでありますが、そのころにいろいろ人口が増えて、箱物といいましょうか、そういうものもたくさんできたわけでありますけれども、そういうものがぼちぼちメンテナンスをしたり再構築をしていく時期に来ている、そういう課題も抱えていると、こういうように思っております。

そんな中で私は、マニフェストとして初めての選挙をやったわけでありますけれども、このマニフェストの中というのは、具体的には、17 項目上げさせていただきました。

17 項目を上げさせていただいたのを、さらに具体的に遂行していくための、要するに具現化するための要件として、議員が先ほど言われましたように、私がマニフェスト以外に市政改革5つの基本政策というような形で、市民の人にわかりやすく理解していただきやすくするために、そういうものを総論から各論へと、こういうような形で提起をさせていただきましたので、このことについて一つひとつちょっと回答をしていきたいというふうに思っております。

とりあえずマニフェストの部分につきましては、一つは市政改革と、こういうことで上げているわけであります。民間活力を投入しようと。これは、行政も経営であるし、企業も経営である、また家庭も経営であるという観点からいきまして、職員の意識改革をする必要があるんじゃないかと、こういうことで、2億円以上の成果を上げていきたいと、こういうことを掲げました。

ご承知のとおり、豊明市の一般職の給与というものは、19 年度は 36 億円あったわけであります。これが 21 年度にいきますと、34 億円という形に生まれ変わってきております。 職員の数も、552 名から 530 名というような形に変わってきております。

そういうところで、この職員の意識改革、問題意識をどういうふうに持っていただいて、問題解決能力を創成をして、そしてそれを具現化していくかと、こういうことが一番大事になるわけでありますから、ここら辺のところは、市民とそれぞれマン・ツー・マンでやったこともありますし、幹部会議を通じてやったこともあります。

そういうことで、この私の名札も一つの改善の結果でありますけれども、職員と臨時職員がわかりにくいと。そして、職員の人はしっかり働いている人は市民にほめてもらわないかんけれども、少し課題のある人は市民に叱っていただいて頑張るということにするためには、職員の名札をできるだけ市民の人にわかりやすい色分けをするということで、最近、色分けをちょっとさせていただきました。臨時職員の人は薄い色で、職員は濃い色でやっています。

これも、広報を通じて市民すべての人にやはりPRしないと意味がないわけでありますから、その趣旨とねらいもPRをしていきたいというふうに思います。

それからもう一つ、構造的な問題としては、情報システムというところがございます。ご承知のように情報システム、各市町村の情報システムというのは、個別システムで、しかもセクションシステムというような形になっております。これは豊明市だけじゃなくて全体、たくさんの市町村がそういう形になっております。

情報システムとしては、そういう個別的なセクションシステムというのは、相手を活用していく場合に一番やってはいけないことなんです。そういうことが今までずっと延々と続いてきているわけでありました。

したがって、先ほどちょっと申し上げたように、体質を変えていくということにするためには、仕組みを変えなきゃいかんわけでありますから、情報システムのアドバイザーを、システム課をつくってそこにアドバイザーを入れて、今後の情報システムの調達業務の見直し等も含めて、今、取り組んでいるわけであります。

近々、この情報システムの調達、開発と導入、それからメンテナンスということがあるわけでありますが、こういう部分についても、できるだけやはり議員の皆さんや市民にわかりやすい形に変えていかなきゃいけない。そのために、情報システムの調達ガイドラインというようなものを近々つくりたいというふうに思っております。

これは、今、よく言われますように、エブリウエア・コンピューティングということで、いつでも、だれでも、どこでもというようなICTの活用が何よりも私は重要であると。もちろん、人材が活用するわけですから、人が活用するわけですから、人材にまさるシステムはないわけであります。

しかし、情報システムが横断的で、しかもやはり職員の方の仕事の下支えをきちっとできることによるサービスが、結果的に市民に対して直接、迅速かつ効果的に、しかも正確にできると、そういうことに対しての取り組みが必要であるというふうに思っております。

それから2つ目に、学校給食の家庭の負担を20%減額したいという私、公約を出しました。

これにつきましては、現在、平成20年度で学校の給食費が約5億3,500万円あるわけであります。小学生の給食費が225円、それから中学生が255円ということになっていて、学校全体では今、学校給食費は、小学校が1億9,000万円、それから中学校が9,400万円と、こういうことになっておりますけれども、この辺は、私も家庭の負担、ご父兄の負担を軽

減するというのも一つの考え方としてはあったわけでありますけれども、いろいろ市役所へ来て少し勉強させていただいたわけでありますけれども、その金額的な減額というのは、少し私は待ったほうがいい、そういう判断をいたしました。

これは、どういうことかと言いますと、ちょうど私が市役所へ来て間もないころ、冷凍餃子であるとかミートホープの問題であるとか、飛騨牛の問題であるとか、食の安全・安心がかなり厳しく指摘されるようなことになりました。

したがいまして、こういう観点からも、豊明市の子どもさんに対する給食も、できるだけ有機栽培型の食材を使っていくべきではないかというようなことで、給食の地産地消とか、あるいは市で進めておりますエコ堆肥を使った地産地消の食材を活用していくというようなことで、少し方向転換をしております。

それと同時に、ご承知のとおりだと思いますけれども、学校の給食センターが今2つございます。この給食センターも老朽化をしてきているわけでありますから、この給食センターについても、今後の取り組み、方向づけ等々、よく検討してみなきゃいけない。

したがって、父兄からの負担を直接軽減するんじゃなくして、給食業務全般について総合的な見直しをしながら、この課題の解決に取り組んでいきたいということで、この2割の減額というのは、そちらに少しシフトを今いたしております。今後、そういう方向で取り組んでまいりたいと、こういうように思っております。

それから3つ目は、私の車でありますが、これは大衆小型車にかえるということでやっております。

それから4つ目が、三ムということで、「ムダ・ムリ・ムラ」というような徹底改革でスリム化をしようという項目でありますけれども、これにつきましても、平成 19 年度から 21 年度を通しまして、この3カ年で約 11 億円の削減をしたいという目標を設定しておりますが、20 年度の1年では、約4億 9,300 万円ぐらいの節減ができております。

また、この内容については、いろいろ皆さんからご批判等々いろいろありました。今、国の事業仕分けじゃありませんけれども、豊明市はもう既に私がこの職についてから事業仕分けに匹敵するような仕分けを、あるいは事業を継続するか、あるいは一たんとめるか、あるいは廃止するか、そういうような見極めもしながら、この成果を一つずつ上げてきているわけでありますが、補助金等々の考え方で約2億2,000万円、あるいは電算借上等で約3,800万円、それから施設清掃等で1,000万円、経常経費等で4,500万円等々、いろいろ節約といいましょうか、原価を下げるといいましょうか、コストというふうに見るか、原価というふうに見るかというのは非常に難しいところがありますけれども、私はむしろ市役所的な発想でいくと、民間と違って原価、コストよりも原価というような見方、とらえ方のほうが正しいのではないかと、こういう考え方、見解を持って取り組んでおります。

この件についても、当初の計画がほぼ予定どおりいっているのかなと、こういうように思います。

それから5つ目が、市債の減額、あるいは健全財政の確立というようなところがございま

す。

ご承知のとおりだと思いますけれども、平成 18 年度末の一般会計、特別会計を含めた 市の借金というのは 259 億円ということでありました。この部分について、一般会計で申し 上げると 135 億円ということでございますけれども、この借金の合計が 20 年度末残高で申 し上げますと 244 億円ということになっております。これは、トータルで見ますと約 14 億 5.000 万円の減額ということになります。

もちろん、後で言いますけれど、耐震でふっ飛んでっちゃうということはもちろんありますけれども、この減額については、元金のみでございまして、利息についてはここに入っておりません。

それからもう一つは、健全財政の確立という面においては、議員の皆さんに格段のご理解をいただいて、今年の7月から下水道料金、農村集落排水、一般公共下水等々、料金の改定をさせていただきました。

昭和 63 年以来、サービスが提供されてきておりますこの使用料金を、私のところになって改定をしたというのは、大変心苦しいわけでありますけれども、これは、心を鬼にしてでもやはり市民の方にご理解をいただいて、そして特別会計、一般会計から仕向ける部分をできるだけ少なくしていく、改善をしていく。

その部分が、福祉であるとか、あるいは子育てであるとか、あるいは高齢者対策であるとか、いろんな部分に少しでも回せれるようなことを考えていく必要があるわけでありますから、そういう意味では、年間で約1億3,000万円というものが市民のご協力、あるいは議員の皆さんのご理解によって財政の中身が少し変わってきたと、こういうことでもあると思います。

少しこれは視点が変わっているかもしれませんけれども、この辺もひとつ、出費を減らすか、あるいは企業を誘致して、この企業が税金で納めていただくか、こういうこともありますけれども、それ以外にこういう形で、先ほど言いましたように、体質、構造を変えて少し市民の皆さんにもご負担を、幅広く、低くご負担をいただくと、こういうことも決断をしていかなきゃいけない時期であったわけでありますから、皆さんのご理解をいただきました。

私も市民たくさんの方に日ごろお目にかかるわけでありますけれども、「市長、下水道料金が上がったのでけしからん」というふうに言われた人は、私に直接言われた人は今のところお一人もありませんので、そういう意味では、格段のご理解がいただけているのかなと、こんな自負を持っているわけであります。

そのほかに、6番目としては、インター周辺の開発、伊勢湾岸道路の企業誘致というようなことがあります。

今、申し上げたんですけれど、そういうことによって財源の確保をしていこう、あるいは雇用の確保をしていこう、こういうねらいがあるわけでありますけれども、この部分は、ご承知のとおりだと思います。

あそこの地区のマスタープランで、私は大規模商業施設、あるいは工業施設、あるいは

住宅等々、私がこちらに来たときは、その土地の利用が可能であったというふうに理解しておりますけれども、やはり県等の指導もあって、大型商業施設というのは難しい、できない、つくれないというような考え方が出てきているわけであります。ご承知のとおりだと思います。

そうしますと、やはり工業系だとかあるいはハイテク系だとか、あるいは住宅とか、こういうことに限定されてくるわけでありまして、これはやはり一口で言いますと簡単でありますけれども、地主さんのやっぱりご理解、ご協力も必要になるわけでありまして、非常に景気の後退、不況ということと相まって、正直言ってプランは持っているんですけれども、具体的にそれじゃ進んでいるかと言いますと、現在のところ、何て言うんでしょうか、そういう試行錯誤を今、しているということを申し上げたほうが正しいかもしれませんが、いろいろそういう制約の中でも、何とかしたいということで、これから企画部のほうであの地区の土地の地主さんに、土地の活用の仕方について近々アンケートをお出しして、そのアンケートを、地主さんからのアンケートをいただこうと、こんなことも考えております。

これは、こちらだけじゃなくて北部についても少し考えていこうと、こういうふうに思っているわけであります。

いずれにしても、この部分は、どちらかというと私の評価でいけば、ペケに近い三角ということかもしれません。

それからもう一つ、7番目には、前後駅周辺のまち全体の活性化と改善というテーマであります。

ご承知のように、この大脇舘線というんでしょうか、国道1号線のところの中京競馬場のところの道路を拡幅して信号機をつけたということはあります。

それからもう一つは、前後の駅前にユニバーサルル一フの設置をしたとか、そういうことはありますけれども、やはり一番私が豊明の売りだなというふうに思っているのは、市民が前後の駅を使って名古屋へ出る場合に、日進や赤池や植田よりも格段に時間的に速くて安いということなんです。ここのやっぱり利点をどういうふうに活用していくかということが1つ。

それからもう一つは、名古屋か、あるいは他の地域から豊明に住んでいただく。住んでいただいても非常に便利だと、こういうところがご理解いただけるような施策、対策を打っていく、こういうことが必要だろうというふうに思っておりますが、ここのところも、現在のところは、正直言ってまだまだこれという成果は出てないわけであります。

議員の皆さんから、あそこの駅前に屋台をつくったらどうだというようなご提言もいただいておりますけれども、このご提言、私はぜひ乗りたいなということは思っておりますが、いずれにしても、あそこら辺で市民が一番欲しているものは、現在、衣料品のメーカーと販売会社でユニクロというところがあるわけでありますが、ユニクロの柳井さんの発想でまいりますと、世の中には2つ切り口があるということを言うわけであります。

1つは、お金は高いけれどもいい商品、クオリティーの高い商品を買うことができる。もう

一つは、お金は安いけれども若干クオリティーが低い、安い商品ですね。この二極分化が今、あるわけでありますけれども、ユニクロの柳井さんは、それを裏手にとっているわけでありまして、安くてクオリティーの高いものを提供すれば、当然やっぱり繁盛するわけであります。それの見本が今の680円のジーパンであるとか、ヒートテックの衣類であるとか、そういうものにつながっていきます。

やっぱり我々もいろんな意味で発想を変えてやっていく必要があるんじゃないかなと、こういうように思います。まだまだ僕は前後の駅の周辺は、住宅の、マンションというんでしょうか、そういう可能性もあります。

それからもう一つは、関連しますけれども、二村台の団地の今、状況というのは、非常に空き家が多くなったり、いろんな使い方がされていますけれども、何はともあれ、昭和30年代から来ているわけでありますから、やはり今のまま、あそこの豊明の住宅地であるところを、あのままというのは、豊明で右、左に変えれるわけじゃありませんけれども、やっぱり住宅都市整備公団等にかけ合って、新しいスタイルの住宅につくり変えていくと、こういう努力もしていくことによって、やっぱり前後駅前というのは活性化の一助が図れるんじゃないか、こんなことも私自身として思っているわけであります。

それから次に、子どもさんたちの未来のために、あるいは子どもさんたちが健やかに成長をするためにというようなテーマで、医療費の無料化を中学生まで拡大したいと、こういうお約束をいたしております。

ご承知のとおり、20年の4月からは入院については中学校3年生まで実施ができておりますが、通院については小学校3年生までということで、いろいろ議員の皆さんからもご指摘をいただいております。

私は、横比較だけ、他市町村がこういうレベルだから豊明もここまでいかなきゃいかんということは、わからんことはないんですけれども、やっぱり自分たちの身の丈に合った形でよく熟慮した上で取り組んでいきたい。

私の願いとしては、中学3年生までということでマニフェストをつくらせていただいておりますが、小学校3年生までの今、医療費、通院になっておりますので、これを一気に中学校3年生というわけにはなかなかいきませんので、今後ともこの財政状況等々をにらみ合わせながら、できるだけ前にステップアップできるような形で取り組んでまいりたいなと、こんなふうに思っております。

実施計画で上げたということがあるかもしれませんけれども、これはやっぱりきちっとした 裏づけがあって、それに実行ができるような取りつけができるかできんかというところまで 詰めなければいけませんので、できるだけそういう方向で取り組んでまいりたいと、こうい うように思っております。

それから、妊産婦の無料健診の回数を拡大しますというところがありました。

これは、20年4月から2回から5回に改定をしていますし、今年の4月からは 14回までに拡大もしているわけであります。これもそういう意味では、一応目標はできているのかな

یے

それから、不妊治療補助の拡充というのがありましたけれども、19 年4月から検査費用及び治療費の2分の1の補助を実行しております。これはできているということであります。

それから、働く女性への積極的な援助という面におきましては、19 年度には東部の保育園に小規模の子育て支援センターを開設して、また 20 年度には北部児童館の分室を沓掛小学校に配備をして、今年は青い鳥保育園に小規模子育て支援センターを開設しているというようなことで、お子さんをお持ちのお母さんの、育児、仕事、余暇というようなところの少なからずお手伝いになっているんじゃないかというふうに思っているわけであります。

それから、介護予防の充実と障害者福祉ということでございますけれど、ご承知のとおり、介護保険料を 4,550 円から 3,845 円に今年度改定をさせていただいております。また 20 年度には、特別養護老人ホーム沓掛の家等の建設をして開設をしております。

また、加えて言えば、障害者の方を訪問して相談を進めるための訪問用の車を市で購入して配置をして、そういうものを活用して、それぞれのお宅に訪問がしやすいような環境もつくっているわけであります。

それから、公共施設の、特に教育施設の耐震化の早期実現というテーマがございます。 これは、ご承知のとおり、20 年度に過去の耐震計画を前倒しをする見直しをさせていた だきました。

そして、その当時の計画でまいりますと、平成27年までに耐震化を終えると、こういう計画でございましたけれども、ご承知のとおり、隣の国での四川省の地震だとかいろいろございましたし、私もこちらに入ってきて初めて、県下の市の中からワースト2というようなことで、岩倉市に続いて豊明市が耐震化率が遅れているということに大変危機感を持ちまして、これをできるだけ前倒しをしたいと、こういうことで現在、取り組んでいるわけであります。

したがって、耐震化の実施率は、19 年度末が 29.3%、それから 20 年度末が 38.6%、21 年度末でございますけれど、やっと 52.6%と、こういうことであります。この後、22 年度 66.7%、23 年度で 87.7%、そして 24 年度で 100%、これは教育施設の部分でございます。 これ以外に公共施設、こういうものがありますが、公共施設については、翌年の 25 年に完了をすると、こういうような取り組みで進めております。

まだ完成をしたわけではありませんので、二重丸というわけにはいきませんけれど、まあ丸ぐらいつくのかなと、こういうことであります。

それから、児童の登下校の安全の徹底ということで、きょうも石橋議員のほうからもいろいるご指摘がありましたけれど、区、町内会、PTA、あるいはボランティア等々、地域のパトロールの皆さんのご協力、そういうものによってたくさん取り組んでいただく。

また、それについて、防犯、防災等々のモデル地区の拡大、あるいは防災モデル地区を統括していただくような連合会を発足させて、二重三重の取り組みをしていくと、こういうこ

とであります。

それから、もう一つは福祉行政の強化充実ということがありますけれども、福祉については、障害者の方が第一義的に問題に課題として取り上げなきゃいけないということになるわけであります。

したがって、そういう方たちが訪問支援、訪問ヘルパーというような利用の拡大ができるような形に取り組んでおりまして、平成 19 年度 49 名の方がそういう対象としてあったわけでありますが、昨年、20 年度は 81 名に拡大をしてきております。徐々に内容を充実させていくと、こういうことであります。

それから、16番目に有機循環型社会の拡充と、これは生ごみの回収世帯を 5,000 から 8,000へ拡大すると、拡大を現在しました。

また、一方では、拡大するだけではいけませんので、そういうもの、できた堆肥をいかに 有効活用かつ効果的に活用して、本当に循環型の社会ができていくのかと、どうしてつく るんだというようなことがありますけれども、多少行き当たりばったりというところはあるか もしれませんけれども、今年はこのエコ堆肥でつくった農産物のブランド販売化というんで しょうか、そういうものに取り組んでいる状況にあるわけであります。

これからもこの分野というのは、エコという分野でございます。日本は 25%の削減をする ということで鳩山内閣が言っているわけでありますので、少しでも我々はそういう感覚、感 性を磨いて、やはり環境問題については強い視点でもって取り組むということが必要では ないかというふうに思います。

それから、あとは 17 項目目としては、自然と市民の調和というようなことを上げました。 これもいろいろございますが、豊明には貴重な湿地があったり、あるいは天然記念物が あったり、あるいは現在、勅使池の整備がされております。勅使池の整備も、24 年までの 計画になっておりますが、問題は、整備をされたところを市民の皆さんがどういうような形 で活用していただいて、憩いの場、あるいは健康づくりの一助、あるいは地域社会の活性 化というようなことにつながっていくかどうか、つなげれるかどうかというところが大事だと 思っているわけであります。

一つの例を、ちょっと私が今、取り組んだ例を申し上げますと、大狭間湿地がございますけれども、あそこを今年初めて一般公開をさせていただきました。

これについては、いろいろ二村山地区を守ってみえる方だとか、あるいは市の生涯学習課、いろいろ二村山を保存して守っていこうという三浦さんという方がおられますが、そういう方から私も公開のときに行っていろいろ苦労話をお聞きしました。

そういうものを聞いて、よしというふうに私は思ったわけでありますけれども、それで、あ そこ、あるいはナガバノイシモチソウもありますけれども、ああいうものを市できちっと今後 とも保存、維持をしていくことが大事だということはわかるんですが、なかなか今、いろんな 面で難しい部分がありますので、ある会社に私は頼みに行ったわけでありまして、ある会 社が私の申し出た趣旨に賛同してくれまして、来年から会社としてきちっと予算をとって、 あそこの保存、あるいは継承、それからメンテナンス、そういうものをやっていただけるような形が今、できてきました。

これからは、そういうことも含めて、全部市でやるということだけじゃなくて、やっぱり組み合わせの原理でやっていくというようなことも大事だというふうに思います。

村山議員の再質問の時間がなくなっちゃうと思いますから、私ばかりしゃべっていてはいけませんが、一応、このマニフェストについては、17項目出しております。

それで、完成に近いもの、二重丸として私が私を評価するというのはいささか語弊がありますけれども、そういう部分としては、14 個ぐらいはできたのかなと。あるいは多少まだ未完成があるんだけれど、できる見通しが立っているんじゃないかと、こんなふうに思っております。

それで、ほぼ実施というのと半分ぐらいというのも含めますと、そういうことになると思いますけれども、あとどうしても今、難しいなというような、形を変えていこうというのが、学校の給食費であります。これは、私も少し考え方を、二重人格かもしれませんが、変えていかざるを得ないなと、こんなふうに思っています。

これは学校給食センターの再構築も含めてということであります。そういう部分で、仕組みの部分を変えたいなと。直接お母さん、お父さんたちの給食費を減額するというのも一つの方法であったわけでありますけれども、こういうアプローチの仕方とこういうアプローチの仕方がある。また地産地消で安全な食材を提供する、確保する、健康面での心配を払拭していく、そういうことも大事だというふうに思います。

そういう面では、17 項目のうちの 14 項目ぐらいが何らかの形ででき上がり、あるいは「ing」といいましょうか、進行中だなというふうに思います。達成率でいけば 82%と、こういうことでございます。「いやそんなことないよ、こいつもあかんよ」という話もあるかもしれませんが、少し厳しく見て 17 分の 14 というふうに見ている部分がありますので、この辺はひとつ、仕事をするのは私であり、評価していただくのは議員さんでありますから、そういうところの違いがあるかもしれません。

あと、少しお話ししたいことがありますけれども、ちょっと再質問等があると思いますのであれですが、市民の安全・安心、防災というようなことになりますと、これはとにかく今年の4月から消防署の南部出張所が完成して稼働しております。

これも長年の議員さんの懸案であったわけであります。やっと稼働をしたとほっとしているところでありますけれども、本当に今よく、あんまり活躍してもらってはいかんのですけれど、やむを得ず起きた事態に対しては、迅速かつ効果的に、しかも安全に稼働すると、こういうこともありますし、いろいろ外国人の方の防災マップもつくったり、あるいは防災型の公園をどんどん拡大していくとか、そういうようなことで、この市民の安全・安心。

それから、教育の問題を少しだけちょっとお話ししておきますけれども、やはり教育の問題は、20年度に外国人生徒のためのポルトガル語の通訳の配置だとか、あるいは外国の図書だとか、あるいは特別支援教員の拡大だとか、そういうことをずっと一通りやってきて

おりますので、大体ご承知おきをいただけるんじゃないかというふうに思います。 少し時間がなくなってきましたので、ここでとりあえず。

No.90 〇議長(坂下勝保議員)

三治経済建設部長。

No.91 O経済建設部長(三治金行君)

それでは、区長要望工事について3点ほどご質問いただきましたので、順次お答えをさせていただきたいと思います。

1点目の、区長要望工事の調査時の判定基準でありますが、区長要望工事につきましては、市民のニーズをかなえるために努力をさせていただいております。数多く寄せられる要望に対しまして、すべてがおこたえできるということのできない状況でございます。

現在は、土木工事の施行の認定や順位を審査するために、土木工事認定委員会を開催し、決定をしております。この認定委員会では、ご要望のあった土木工事の中から、公 共性が高く必要度に応じて、厳正かつ公平に審査した上で決定をしているところでございます。

認定の基準といたしましては、1つ目に、用地取得が完了をしているもの。またこの見込みがあり、施行可能なもの。2つ目には、用地取得の必要はあるが、その見込みがあり、施行可能なもの。この2点につきましては、いずれも認定に当たりましての必須の条件になっております。

また、工事の実施に当たりまして、用地境界の確定のために境界確定を必要としますけれども、土地所有者等の理解が得られないというようなこともございます。こういう場合には不調になることもございますので、こういうこともまれにあるということでございます。

2点目の、時期尚早などの判断を下された要望工事の対応策ということでございますが、道路の関係の予算上、ご要望のすべての工事はできておりません。

具体例を挙げますと、道路改良工事を要望された場合に、維持修繕、こちらで対応させていただくというふうなことも数多くあるところでございます。ご要望に対して、壊してつくりかえるということではなくて、一部を直して長寿命化を図る、こういうように心がけて進めているところでございます。

このような場合におきましては、時期尚早という判断をすることになりますので、ご理解をいただきたいと思います。

3点目の、道路工事以外、河川、水路というようなお話でございますが、区長さんからのご要望の中には、工事に限らず河川、排水路やため池の草刈り、伐採等のほかにも、交通安全施設等々、多くが含まれております。それぞれ仕分けをした上で、適切な執行をしておりますので、こちらのほうもご理解をいただきたいと思います。

回答を終わります。

No.92 〇議長(坂下勝保議員)

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

村山金敏議員。

No.93 〇11番(村山金敏議員)

それでは、再質問に移らさせていただきます。

市長さん、細々と説明してくださいまして、もうちょっと聞きたいところがありましたけれど、それと、ここにお見えの管理職の方にサポート体制等もお伺いしたかったんですが、時間の関係上、それは来年3月の市長就任3周年記念ということでまたやらさせていただこうと思っております。

マニフェストは、市長さんのものだけではなくて、市長を支えるここにお見えになる役職の方、また近くにお見えの管理職の方、それと一般職、この方々も当然アシストして初めてできることだと思っております。

進行中、未達成のものについて今後どのようにサポートしていくかが、私もちょっと聞きたいところでございましたが、この件は、先ほど申し上げましたとおり来年の3月をお楽しみということで、よろしくお願いします。

続きまして、判定結果の通知は、区長に結果表、丸、バツ、三角をもって、多少のコメントはついておりますが、説明しているようです。しかし、このコメントを文字にしてさしあげたほうがちょっと親切じゃないかなと私は思います。

その点いかがでしょうか。

No.94 〇議長(坂下勝保議員)

答弁願います。

三治経済建設部長。

No.95 〇経済建設部長(三治金行君)

区長要望工事の回答ということで、直接今、区長さんにお会いをしながらお話をさせていただいて、文書にてもお返しをさせていただいておりますけれども、その内容についてもう少しわかりやすく、詳しくというようなことだと思います。

表現をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

終わります。

No.96 **〇議長(坂下勝保議員)**

答弁は終わりました。 再質問がありましたら、挙手を願います。 村山金敏議員。

No.97 〇11番(村山金敏議員)

それでは、マニフェストについては、先ほど申し上げたとおり、これは相羽市長と市長の 支援者との間で取り交わされた約束事でございます。私がこれ以上どうするかと言うこと は、問題ではないかと思います。

市長や市長の支援者は、市長にはまだまだ大きな期待を寄せております。今後も健康に留意されて頑張って、目標を完遂してくださるようお願い申し上げます。

それと、住民の要望工事等の問題ですが、これは、担当部門もこの財政難の中、予算も 少なく、非常に努力していることは十分承知しております。ただし、市民はこの息苦しい世 相の中、少しでも明るい夢と希望をと期待しております。市民は、「どうせ市役所は」と言い ながら、本音は期待している部分が結構あります。その市民にこたえるようなますますの 努力をお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

No.98 〇議長(坂下勝保議員)

これにて、11番 村山金敏議員の一般質問を終わります。 ここで、10分間休憩といたします。

午後1時55分休憩

午後2時5分再開

No.99 〇議長(坂下勝保議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

8番 山田英明議員、登壇にてお願いいたします。

No.100 〇8番(山田英明議員)

それでは、議長からご指名をいただきましたので、通告に従いまして壇上より一般質問を行います。

市内小学校の適正規模と適正配置を求めて、仮称「豊明市学校適正規模・適正配置審議会」の設置についてを質問いたします。

市内には、3つの中学校と9つの小学校があります。今回は、小学校についてのみの質問であります。

市内では現在、大規模化した学校と小規模化した学校が存在し、学校間において学区の見直しや学校の新設、統廃合は、昭和55年4月の舘小学校開校以来、ここ29年間なされていません。

その間に、少子高齢化や社会状況の変化に、かつては 1,000 人を超える児童が在籍した双峰小学校は、現在 281 人の児童数になり、唐竹小学校は 224 人の児童数となってしまいました。

では、適正な学校規模とはどのようなものなのでしょうか。

また、学校が大規模化したり小規模化した場合に、どのような問題点が起こってくるのか、私なりに調べてみました。

適正な学校規模については、多様な見解があり、統一的な基準を導き出すのは難しいも のです。

また、学校規模と良好な教育的な環境の関係についても、ここまでは適正であると明確な線引きをすることや、その範囲をどれだけ逸脱すると明らかに子どもたちに悪影響を与えるというような具体的な判断も困難であります。

学校教育法施行規則第 41 条においては、「小学校の学級は 12 学級以上 18 学級以下 を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があるときは、この限りではない」とされています。

また、義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令第3条には、適正な学校規模の条件として、学級数がおおむね12学級から18学級であることと規定しているが、過少規模の学校と標準規模の学校を統合する場合には、24学級とされています。

しかし、著しい大規模化や小規模化は、学習指導上だけでなく、学校運営上も多くの問題が生じることは明らかであり、義務教育の公平性を確保する上でも、学校の適正規模化、適正配置化を進めることが重要な課題と考えます。

大規模化した学校における問題点は、集団生活において学年内や他学年の子どもや教員、保護者間の交流や理解が希薄となり、好ましい人間関係や信頼関係が育ちにくくなると思います。

運動会や校内行事では、練習時間や場所の確保が不十分となるとともに、実施に際して は長時間を要する。また子ども一人ひとりの種目や活動時間が減少します。

遠足等校外行事においては、活動内容と場所の選定が限られ、また子どもたちの安全 確保のため、付き添い教員数の確保が必要となります。

学校の運営上において、特別教室、体育館、校庭の使用に制限が多くなり、教科指導や 部活動に影響があります。

教員相互の連絡調整や連携が不十分となりやすく、学年行事の企画や学習指導に関する共通理解を得るのに時間を要したり、学校の教育目標や教育活動の一貫性が保ちにくくなります。

教員が児童一人ひとりの状況を把握することが困難になり、指導に支障を来すのではな

いのでしょうか。

新型インフルエンザのように感染力の強い病気が発生した場合、市内への拡大が懸念されます。

小規模化した学校における問題点は、集団生活においてクラスがえができない学年が生じ、新たな人間関係による社会性が育ちにくくなり、また、いじめ等の人間関係の問題が解消されにくい。子ども、教師、保護者も含めて関係が固定化、マンネリ化しやすくなり、活気が低下して子どもの切磋琢磨の機会が減り、向上心が育ちにくくなります。

運動会、遠足等行事の企画、編成が困難になり、同時に、競い合う環境や集団活動に 接する機会が少なくなります。

単学級の場合、1人の教師が学年を受け持つこととなり、各教科の指導計画や教材研究等が独自の判断になりがちで、教員相互の連携や情報交換等の機会が制限されます。 教師の絶対数が少ないことから、教師が出張や研修で学校を離れる場合には、自習時間が多くなります。

学校規模の大小にかかわらない校務があり、1人の教員の負担が過大となり、ある程度 の教職経験がないと学年経営には当たれないので、初任者または若年の教員の配置が できず、教員の年齢構成の上昇を招き、結果として学校運営上の活性化を図れないことも あるのではと思われます。

などなどの問題点が考えられます。

さて、本市ではどのような現状であるか。特別支援学級を除いた学級編成を見てみますと、市内で小学校の適正規模の範囲であると思われるものは、豊明小学校の12学級、双峰小学校12学級、大宮小学校11学級。ただし、この学区内には今後、団地が造成され、児童数も増加が見込まれております。三崎小学校の17学級、舘小学校の12学級の5校で、栄小学校の21学級、沓掛小学校19学級の2校は、若干のオーバーではありますが、今後の少子化が進む中で児童数の減少は見込まれます。

そこで、質問をいたします。

初めに、中央小学校について。

①学校の規模として適正であると思いますか。

中央小学校は、現在 27 学級あり、学区内は市街化区域が多く、さらに大規模集合住宅 や多くの戸建て住宅が建設中の状況にあります。今、中央小学校に新たな児童を受け入 れるスペースはあるのでしょうか。

1年生は4学級、137名で、クラス平均35名、2年生は5学級、144名、クラス平均29名、3年生は4学級、150名で、クラス平均は38名、4年生は5学級、167名で、クラス平均34名、5年生は4学級、139名で、クラス平均35名、6年生は5学級、163名の、クラス平均は33名で、全校児童数900名、27学級のクラス平均34名となり、これこそ大規模学校であると考えます。

この状況が標準規模の学校とは思えず、今後の増加を考えますと、学校適正規模・適正

配置を議論していかなければなりません。

②学校敷地をこれ以上広げる余地はありません。教室を増やすには、校舎を高くするしかないと考えます。

ご存じのとおり、中央小学校にはこれ以上敷地を増やす余地はありません。ならば、現建物の上に積み重ねての教室の増築は可能とは考えにくいと思います。

可能なこととしては、プレハブ校舎を2階建てにして一部増築すれば、あと7教室ぐらいは増やすことができると思います。

また、現在の3階建ての北棟を取り壊して4階建ての校舎を建てれば、今より6教室ぐらいは増やせるとは考えております。

しかし、このままでは、ますます中央小学校は大規模化が進むのではないでしょうか。

- ③一部の地区から通学している児童を、三崎小学校へ編入の検討をすべきでは。
- この一部の地域とは、三崎区丸ノ内町内だけとは限らないことを申し添えておきます。 唐竹小学校について。
- ①学校の規模として適正であると思いますか。

唐竹小学校は、1年生は1学級で34名、2年生も1学級で35名、ともに30人学級をオーバーしていますが、2クラスに分けることはできません。4年生は1学級で36名、6年生も1学級で36名となっています。3年生と5年生は、41~42名で2学級あり、1学級21名程度のクラス編成となっています。全校児童224名で8クラス、平均28名の学校は、小規模学校と言わざるを得ません。

②双峰小学校との統合を検討すべきでは。

唐竹小学校との距離は1キロメートルもなく、唐竹小学校区の外れからでも2キロメートルもありません。通学に支障のある距離ではないと考えます。

双峰小学校は、かつて 1,000 人を超える児童を抱えたマンモス校でした。現在は、児童数 281 人しかいません。唐竹小学校の児童 224 人を合わせても 500 人を超える程度で、施設の面の心配もなく、理想的な標準規模校となります。

なお、各学校での児童数、学級数に関する数は、平成 21 年4月現在の特別支援学級を 除いた数値であります。

市内には、このように大規模学校と小規模学校が存在します。児童1人に対して学校の施設の格差を数値であらわしますと、例えば中央小学校の運動場面積では 12.93 平米、体育館では 1.06 平米で、唐竹小学校の運動場面積では 34.66 平米、体育館面積は 4.29 平米で、ともに中央と唐竹小学校は4倍ほど差があります。

トイレの数も、中央小学校は22カ所、900人で割れば1カ所を41人の児童が使用することになります。唐竹小学校は18カ所、224名で割れば1カ所を13人が使用するわけです。ここでも約3倍の差があります。

児童に教育の機会を保障し、その公平を確保するためにも、この格差をなくすことは行政の大事な責務と考えます。

最後に、市内小学校の適正規模と適正配置に関連するために、豊明小学校と三崎小学校の敷地が国有地となっていることについて質問をいたします。

①現在、630万円支払っている借地料を、国へ今後も払い続けますか。

かつては無償貸与であったが、平成5年からは有償となりました。17年間の借地料支払い合計はおよそ1億円を超えているのではないでしょうか。本年6月定例会におきまして、我が市政クラブにおいて取りまとめました義務教育施設にかかわる費用の地方負担の軽減を求める意見書が、全議員の賛同を得まして、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣へ提出いたしました。また、先の東海市長会におきまして、相羽市長も提言しておられます。

しかし、現在の国の財政状況から考えても、この土地の無償払い下げ、または恒久的無償貸付を望むことは難しいのではないでしょうか。

②唐竹小学校の運動場部分と三崎小学校及び豊明小学校の借地部分を交換して、借 地料の支払いをなくする対策をすべきでは。

唐竹小学校の運動場部分 7,800 平米と、三崎小学校の 7,693.39 平米及び豊明小学校 1,179.21 平米の合計 8,872.60 平米を交換してはと考えます。

平成 14 年 12 月及び平成 20 年6月に東海財務局から土地の買い受けの意向の確認がありましたが、買い取り価格は、借地権相当を考慮した額が約7億円で、さらに減額が可能で半額としても約3億円に近い価格となるため、市としても買い受けができなかったことについては、当時の市の財政状況から仕方がなかったと推察いたします。

面積に1,072.60 平米の差はありますが、17 年間借地料の支払いをしてきた経緯もあります。交渉できないものではないと思います。

以上のことから、仮称「豊明市学校適正規模・適正配置審議会」の設置を望むものであります。

この点について何度も言いますが、義務教育の機会均等な提供は行政の責任であると認識していただきたい。ぜひとも仮称「豊明市学校適正規模・適正配置審議会」の設置をして、市内の小学校間の格差を見直していただくことを、要望を含めて提言いたします。 以上、 増上での質問を終わります。

No.101 〇議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

竹原教育部長。

No.102 〇教育部長(竹原寿美雄君)

それでは、仮称「豊明市学校適正規模・適正配置審議会」の設置についてにご答弁を申 し上げます。

まず1つ目、中央小学校についての、学校規模についてのお尋ねですが、中央小学校

は、平成 21 年4月には児童数 908 名、28 クラスであります。この学校規模が適正である か否かの判断は、学校の実情を検証する必要があり、一概にこの数字だけで判断するこ とは適正に欠くというふうに考えております。

大規模校であっても、学校経営や教育環境等が充実していれば支障がないものと考えますが、教育を受ける機会均等に支障になるのであれば、是正が必要と考えております。

それから、同じく中央小学校の2点目、教室の増というご質問をいただきました。

現在、プレハブ校舎で3教室を平成25年3月末までリース借り上げを行っております。児童数の増加は、平成20年度をピークに、少子化の傾向にあります。

自然増は減少の傾向にありますが、しかしながら、宅地開発などによる社会人口増も、 土地利用上、可能性を残しておりますので、児童数が多いことによる教育の不均衡があ れば、学区の変更など、問題を是正していく必要性を感じております。

それから、同じく中央小学校の3点目、編入の問題であります。中央小学校に通学する 三崎区在住の児童数は、約24名ほどいるというふうに思っております。

全校児童数の約2.6%に当たるという少数ではありますけれども、編入については、教育の不均衡是正のために地域を始めとして広く意見を聞き、是正できるものかを調査研究をしてまいります。

かわりまして、唐竹小学校についてのお尋ねですが、1点目、適正規模かというご質問をいただきました。

唐竹小学校につきましては、平成 21 年4月、児童数が 226 名、9クラスであります。この学校規模が適切であるか否かの判断につきましては、先ほど申し上げました中央小学校と同様な理由で、児童数だけでは適正な判断を欠くのではないかというふうに考えております。

それから、唐竹小学校の2点目、双峰小学校との統合の問題であります。

仮に双峰小学校と統合した場合には、児童数 507 名、18 クラス相当の学校規模が想定されます。市内9校中、4番目に児童数の多い小学校となります。

小学校の統廃合につきましては、ただ単に児童数や財政面のみにとらわれて結論づけるのではなく、卒業した母校がなくなる、通学が不便になるなど、どういうメリット、デメリットがあるのか、地域の実情等を総合的に検討する必要があるということで、十分調査検討した上で方向性を見出していきたいというふうに考えております。

それから、かわりまして3点目、豊明小学校と三崎小学校の敷地の国有地の問題であります。

1点目、借地料を払い続けるのかというご質問であります。

現在、国有財産特別措置法という法に基づき、本市は有償貸付を受けており、支払い義務が生ずるものと考えております。

しかしながら、議員のご質問の中にありましたとおり、市では愛知県市長会を通じて平成 21 年 11 月 20 日に開催されました全国市長会理事評議員会合同会議の場において、無 償譲渡または無償貸付の要望を提出し、採択をされました。これを国の関係省庁に要望がなされることになっております。この経過を見守っていきたいというふうに考えております。

それから、同じく2番目でありますが、借地部分の交換についてですけれども、借地部分の交換及び借地料の相殺につきましては、今後、この現行制度を調査研究をしていきたいというふうに考えております。

それから、最後になりますが、仮称「豊明市学校適正規模・適正配置審議会」の設置についてのご質問でありますが、学校の適正規模は、多様な見解があり、地域の実情により画一的に判断することは難しいと考えております。

現在の制度等は、昭和50年代からほとんど変わらず現在に至っているものであり、学校の長い歴史の中で多くの卒業生や保護者、地域住民の方々と深いつながりを持ってつくり上げてきたものと理解しております。

このため、制度の見直しには、行政主導型ではなく、学校関係者や地域住民の方々と共通認識を持ち、学校規模の適正化について総合的に検討する必要があり、その方向性を 見出す委員会や審議会等の設置の必要があるものと考えております。

以上で答弁を終わります。

No.103 〇議長(坂下勝保議員)

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山田英明議員。

No.104 〇8番(山田英明議員)

比較的、検討していただくとか、必要があるとか、大変前向きに進めていただけるというのを僕なりに理解しておりますけれども、その中で今、中央小学校区のところで、現在も建設中で、ここからも見えるような大きなマンション、実はあれは居住区域 88 戸分あるわけです。その周りにも今、建て売りが建っている。それから、中島地区も市街化がたくさんできて、まだまだこれからも家は建つ。

実際、約100戸できると、子どもは大体45名から50名程度じゃないですかというような、前もお話を聞いたことがありますけれども、実際、マンションができると、この近くにもありますけれども、18戸建てのマンションで現在、児童は11名、来年は13名になるという、ほとんど各戸に1人ぐらいの児童がみえるという、そういう現状かと思います。

そうしますと、単純に今から中央小学校へ児童が 100 名近くは入っていく。その 100 名の児童が1つの学年に集中していれば、教室は3つかそこら増やせばいいけれども、これが1年から6年までにばらばらで入ってきて、どうしても 30 人学級を維持していかざるを得ないとか、そういう場合、中央小学校で今からまたプレハブの校舎をさらに増やすわけです

かね。

そのプレハブ校舎を建てる場所も、あればどういうところにプレハブ校舎を建てるか、そ の辺をちょこっと具体的に教えていただけますか。

No.105 〇議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

竹原教育部長。

No.106 〇教育部長(竹原寿美雄君)

具体的にというご質問でありますけれども、今後予想が困難な学区内の宅地開発による 児童数の増加に対しましては、現在のプレハブ校舎等を含めた学校施設利用の再検討が 必要だと思います。

そうした中には、学区の見直しなども視野に入れた総合的な検討が必要だというふうに 考えております。

以上です。

No.107 〇議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山田英明議員。

No.108 〇8番(山田英明議員)

1年から3年生までのクラス編成は、大体 30 人学級が基礎になっておりますけれども、中央小学校の場合、1年が普通クラス 137 名で4クラスあります。1クラス 34 名を超えているわけです。来年になれば4年生になるから 40 人学級で送り出せるかなというのが今の3年生。ここは1クラス 38 名いますよ。4クラス、38 名ということは、本来、30 人学級を目指すのであれば、あと1クラス増やすべきだったんじゃないかな。

教室が足らないから、ここのところは中央小学校の先生たちにご苦労いただいて、柔軟に対応していただいていると、このように理解したのかなと、僕はそのように理解したんですけれども、今さらに、ここで5学級にせずに4学級のまま児童が増えていく。そうすると38名を、小学校3年とか1年生で40人学級をこのまま維持をするのか。子どもたちは入ってくるときには4月にぽんと入ってくるわけです。

じゃ、今どうするかといったって、今、教室をつくろうといったって、もう遅いわけです。こういうことはもっと早く、2年先、3年先を見据えて形と枠組みを考えていかないと、さあ子どもが入ってきました。あなたたちはしばらくの間、どこか田んぼの中にプレハブをつくります

から、そこで勉強していてくださいねというわけにはいかないわけですよ。

やはり子どもの教育の場を与えてやるということは一番大事なことで、安全、そして良好な教育現場を与えていただきたいなと、このように思いますけれども、じゃ、どの時期になったら、そういう教室だとか、そういういろんな手当てや何かについても把握しながら考えていくか、その点について時期を教えていただきたいなと思います。お願いします。

No.109 〇議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

竹原教育部長。

No.110 〇教育部長(竹原寿美雄君)

中央小学校につきましては、先ほど申し上げましたが、21年の4月では908名の在校生がおります。5年後、いわゆる自然増というものを見てみますと、26年の4月1日では871名ということで、三十数名の方が減少をするということになっています。

先ほど、ご答弁の中にも申し上げましたけれども、予測困難な社会的な状況、いわゆる 開発だとかそうした部分については、なかなか予測が困難でありますので、現在のところ、 その中央小学校の自然増の部分が減少をしていくと、そういうとらえ方をしておりますけれ ども、そうした地域的な開発が起きてくるところまで予想して、その規模を考えるということ は、なかなか難しい部分があります。そういう場合には、先ほど申し上げましたように、そ の学区の見直し等について考えなければいけない。

時期はということでありますけれども、現在、教育委員会の中で検討会、勉強会というようなものを立ち上げております。これを早いうちに市として、企画サイド、それから財政サイドを含んだ市としての検討会、そうしたものをつくり上げて、その後、地域の方にもお入りをいただいた審議会、議員のご提案の審議会のようなものの中で審議をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

No.111 〇議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山田英明議員。

No.112 〇8番(山田英明議員)

確かに、そういう形で進んでいただくことが一番大事なことだろうと思いますけれども、学校を運営するに当たり、各学校にいろんな経費があると思うんですけれども、現在、908名

の中央小学校と224名の唐竹小学校では、学校経費としては、人数割で配分されているのか。一定枠はそれぞれの学校に与えて、さらにそれに人数分をプラスアルファしているのか。

900 人からの児童がいると、学校からの連絡の紙を1枚印刷するに当たっても、相当の経費がかかってきますから、そこのところの部分はどういうふうかなということを考えたり、それから、子どもたちが使う図書室の本の数を考えても、大体学校にはこれだけ、1つの図書室にはこれだけの蔵書があるという決まった数が、大体各小学校は平均化しているはずだと思うんです。

となると、220 人程度が使う図書室と900 人が使う図書室で、同じ数の本しかないということは、やはり教育の機会が均等化しているとは、とても思えないです。

その点についても、先生たちも大変苦労されているんじゃないかなと思うんですけれども、どのような形で対応されているか、その点についてお聞かせを願います。

No.113 〇議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

竹原教育部長。

No.114 〇教育部長(竹原寿美雄君)

経費のことについてご質問をいただきました。

現在、学校のほうに経費を支出する際に、本市には経常費支出基準額に関する内規というのがございます。この規定に基づいて経常経費が配分されているわけですが、その中身は、均等割が30%です。あと残りは、学級割が20%、それから児童または生徒数割が50%というふうな基礎として算定がされております。

ですので、学級数、それから児童生徒の数が多いところには、7割の範囲内で数によって配分がされていくということであります。

それで今、ご質問のありましたその経費というものでありますけれども、消耗品だとか印刷製本費、そうしたものが含まれますが、それから後に出ました図書についても、この今申し上げました基準に基づいて7割が児童生徒数、それから学級数割で配分されておりますので、学校が同じ図書数だということはありません。

ということで、図書館の蔵書数は学校によってそれぞれ現在、違っております。 以上で終わります。

No.115 〇議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山田英明議員。

No.116 〇8番(山田英明議員)

今のお答えを聞きますと、図書数については、それぞれの割合に応じて出しているということは、約4倍近い、三点何倍あるということは、同じ本が3倍近く、中央小学校には同じ本が3冊ずつ余分にあって、唐竹は1冊という、そういう数ですか。

それとも、合計の冊数の数が違うということになれば、逆から言わせれば、唐竹小学校のほうには、もっといろんな種類の本が読みたくても数がないという、そういうとらえ方もできますけれども、それはどういう扱いで数が違っているのか、その点についてお答えをいただきたい。

No.117 〇議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

竹原教育部長。

No.118 〇教育部長(竹原寿美雄君)

今のご質問ですけれども、先ほどと同じ回答になりますが、児童数、それから学級数に応じて7割が、それぞれ割合に応じて配分をされているということでありますので、その児童数に応じた蔵書というものが割り当てられるというふうに承知をしております。

以上です。

No.119 〇議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山田英明議員。

No.120 〇8番(山田英明議員)

どうも理解がしにくいことだなと思うんですけれども、図書は同じものが中央小学校には約2倍から3倍の数を配備してあるのか、種類の違うものが中央小学校の図書室にはあると、唐竹小学校には1つしかないよと、そういう意味なのか、ちょっと理解しづらくて、一度また折を見て、各学校の図書室関係も調査しながら詳しい質問をしたいなと思います。

今、話をしても水かけ論になってしまうということでありますので、ちょっと問題を変えますけれども、唐竹小学校につきましてですけれども、今の状況から、ますます今の二村台の唐竹小学校区の範囲で少子化がどんどん進むことによって、区内のさらに高齢化も進んでいくと、児童数の減少はどんどん加速すると思います。

じゃ、唐竹小学校は児童数が何人になるまで維持し、何人のときに廃校を考えるのか、その点について、考え方はどのように考えておられるかお聞きしたい。

No.121 〇議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

竹原教育部長。

No.122 〇教育部長(竹原寿美雄君)

何人まで減るとという基準を示せということでありますが、現在、基準はございません。 先ほど来、申し上げておりますように、児童数だけでこの問題を判断することというのは なかなか難しいと思います。

長い歴史、それからその地域の実情というものが考慮されるべきであって、数で何人に なったらという基準はありませんので、現在、お示しをすることはできません。

双峰小学校の場合は、21年の4月1日現在ですと281人の児童、そして26年の4月になりますと319名という自然増の数字が今、予測されております。

それから、唐竹小学校にありましては、21年の4月1日ですと226名の児童がおみえになりますが、26年の4月1日では229名ということで、微増ということでございますけれども、そういう予想が出ているということも資料にございます。

以上です。

No.123 〇議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山田英明議員。

No.124 〇8番(山田英明議員)

児童数の多い学校の学区は児童が減少していく見込みを申されて、二村台、それから 双峰小学校区、唐竹小学校区は児童が増えるという見込みを、その根拠についてなかな かわからないんですけれども、どこからその根拠が出てきたのか。

先ほど市長が、村山議員の答弁の中でも言ってみえたように、二村台の今、高齢化、そして外国人化したあの地域の中で、一部UR機構が建物を建てかえて高層住宅化して児童数が増えるという、そういう見込みのものがあれば、そういうものがあれば、ああ増えるんだなというのが理解できますけれども、現状のまんまで増えるという、そのことを言い切られるその根拠は何かあってのことですか。

それとも、そういうことが情報の中にあってのことなのか、ちょっとその点だけお答え願え

ますか。

No.125 〇議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

竹原教育部長。

No.126 〇教育部長(竹原寿美雄君)

ただいま申し上げました推計につきましては、現在、その学区におりますゼロ歳児から5歳児の人数を拾ってあります。この方たちが年々小学校に上がられるときの数字を推計をしたものでございます。

以上です。

No.127 〇議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山田英明議員。

No.128 **〇8番(山田英明議員)**

この学校の統廃合のところで、市民ともいろいろ話していただくと、まず総論は賛成であると。いざ、各論に入って自分の地域がその対象になると、結構反対の話が出てくるんじゃないかなと思うんですけれども、そういうものじゃないかとは思うんですけれども、かつて豊明も昭和55年、唐竹小学校、これができたときでも、双峰小学校にいた子どもが唐竹に行ったわけですよ。もともと双峰小学校は1,000人をはるかに超えてしまって、小学校としてはもうどうにもならないからということで、唐竹小学校をつくったという話を聞いたことがあるんですけれども、その唐竹小学校をつくらなければならなかった時期は、唐竹小学校の役目として十分果たし終えているんじゃないかなと。

あえて、今からどうしてもそこを維持し、唐竹小学校を維持していかなくちゃならないというその部分ですね、それも一つの視野に入れたら、どういうことを学校教育のほうでは考えてみえるか、お答えいただきたいなと思います。

No.129 〇議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

竹原教育部長。

No.130 〇教育部長(竹原寿美雄君)

今、議員のご指摘を受けました事項につきましては、私ども教育委員会の内部でも、同じような考え方というのか、承知をしております。

ですので、ご指摘を受けたような事項につきましては、十分考慮をしながら、議会のほう でご指摘を受けた事項として、まだ名称はございませんけれど、これから進めます審議会 の中で、十分そうしたご指摘の内容を反映させることができるように、審議会のほうで進め てまいりたいというふうに思います。

以上で終わります。

No.131 〇議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山田英明議員。

No.132 O8番(山田英明議員)

各学校やそれぞれの通学区の存在というのは、今、通学している児童と保護者のためにあるのではなく、その学校の長い、教育部長も言われた長い歴史の中で、教員、児童、保護者、住民等の学校にかかわってきたすべての人たちが、地域社会の深いつながりの中でつくり上げてきたものであります。

同時に、まちづくりや防災上の拠点として重要な機能もあわせ持っています。

教育上の観点から実施しようとする学校の適正規模、適正配置については、保護者、地域関係者の意見を尊重しながら、学校、家庭、地域社会、行政が共通の理解のもと、一体となって進めなければならないと思います。

学校とそれを含む各地域の事例について、個別に最良の方法を導いて、市内小学校の 適正規模と適正配置のため努力していただくことをお願いして、私の一般質問を終わりま す。

No.133 〇議長(坂下勝保議員)

これにて、8番 山田英明議員の一般質問を終わります。 ここで、10 分間休憩といたします。

午後2時55分休憩

午後3時5分再開

No.134 〇議長(坂下勝保議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

6番 杉浦光男議員、登壇にてお願いいたします。

No.135 〇6番(杉浦光男議員)

議長のお許しをいただきましたので、質問させていただきます。

行政のスリム化に向けて。

行財政改革でスリム化とは、市役所の規模を縮小することではありません。限られた財源と限られた職員を中心として、健全なる行財政運営をすることであると考えます。

第5次行政改革大綱による組織制度の抜本改革によると、職員人件費の削減、定数管理の適正化、組織形態の見直し等が示されています。

今定例会に議案第78号で事務分掌条例の一部の改正が上程されています。すなわち、 組織の見直しが図られています。

私は、組織課題として、業務の効率化、組織内人材の流動化、市民ニーズへの迅速な対応、官民の役割分担を視点として考えております。

固定的な組織の枠組みとしては、原則縦割りです。縦割りの仕組みは、業務の範囲、迅速性、責任の所在等に、組織に内在する弊害を持っていると考えます。

そこで、現在の縦割り行政の弊害を取り除く組織編成は可能かと問いかけます。

続いて、管理職員は人材育成におけるキーパーソンです。日常業務の中で部下の能力 や適正、健康管理を把握し、的確に指導、助言するなど、人を育てる職場風土をつくって いくことが求められます。管理職の職員に特にそのことを期待するものです。もちろん、管 理職としての自分自身の意識改革に取り組んでいただきたいと思います。

意識改革として意欲的に業務に取り組んでいこうとする意識、コストや経営感覚を持った 意識など、それを向上させようといっても、難しい課題であると正直思います。

そこで、伺います。

管理職の職員が若い人に意欲的に業務に携わってもらうために教え伝えるものは何か、問いかけます。

アイデア五輪について、提案状況とその内容等について伺います。

アイデア五輪について5つのテーマはありますが、市政全般にわたる改革について市民の知恵をいただくという、市民の行政の参画への大きな道であったと思います。この結果を大事にしていただきたいと考えます。

次へいきます。全国学力学習状況調査について。

全国学力学習状況調査は、平成18年度から小学校6年生、中学校3年生の児童生徒を対象に、これまで3回実施されてきました。

このテストは、教育現場では当初からさまざまな問題点、課題を抱えていました。民主党政権下、文部科学省は、全国一斉のテストの実施を見直し、抽出にするという方針を打ち出しています。

もともと調査の目的は、国は、各地域の学力を把握し、分析し、教育政策についての成果と課題を見つけ、その改善を図る。各自治体は、教育委員会、学校が全国の状況と照らしてみずからの教育政策の成果と課題を把握し、改善を図るとして続けられてきました。

国の立場からすれば、全国一斉に行わなくても、抽出調査でその目的を十分に達成できることになります。地方自治体からすれば、学力を見る調査はそれぞれの自治体、学校で実施されています。全国一斉に毎年行うという必要はありません。

この3年間で、テストだけで都道府県市町村間の、また学校間で序列化が進みました。 テストで高得点を得るというテスト至上主義に陥るおそれがあります。

言うまでもなく、小中学校の教育は、知育、徳育、体育を備えた全人格的なものでなくてはならないのです。生きて働く学力が生まれるのです。総合的な人間形成があって、本当の学力があるのです。

3年間行ったこの学力テストの実施に要する費用と労力を、児童生徒の学力の向上に使っていただきたいと申し上げたい。人的にも物的にも教育条件を充実させ、日本の学校教育のさらなる前進のために、そのことに国は責任を持ってもらいたいと思うものです。

そこで、伺います。

学校現場の視点に立って見えてきた課題は何か。

来年度このテストを実施するか否か。

次に移ります。危機管理による感染症対応。

国立感染症研究所は、本年 11 月 27 日、新型インフルエンザが累計で患者数は7月以降で 1,075 万人に達すると発表しました。テレビでは、インフルエンザ脳症は例年の倍であると報道もしていました。

本市においても多くの患者が発生し、学校、教育委員会、保健センター等、それぞれの立場で大変ご苦労されていると察します。

豊明市危機管理要綱に基づいて対応されていると思います。

また、学校、教育委員会等各機関においては、マニュアルもあります。例えば学校では、 クラスで1人の患者が出たらどうするのか、4人だったら学級閉鎖するのかどうか、保護者 あてのPRはどうか等、きめ細やかな対応マニュアルはあるはずです。

インフルエンザウイルスという生きた相手があるわけですので、対応パターンが決まっていても、状況によってシナリオを変える勇気を持っていただきたいと思います。生命、身体の安全にかかわることは、最悪のシナリオを考えて行動していただきたい。

そこで、次の4点について伺います。

市内各小中学校の現在の罹患率はどうか。

行事等、今後の教育活動への影響はどうなるか。

各学校間同士において欠席者等の情報の共有はあるか。

保健所、医師会、市町の教育委員会等での情報の共有はあるか。

続いて、新型インフルエンザワクチン接種について伺います。

新型インフルエンザワクチンの優先接種が県内で始まります。市民税非課税世帯、生活保護世帯については、接種費用を全額公費助成することになりました。

このような世帯の方でインフルエンザに罹患すれば、持病があっても、重症化する可能性が高い方であっても、医療機関の窓口で支払うべき接種費用が捻出できず、接種できないような事態が発生するおそれがあります。行政として市民1人のために最大の努力を要することが求められると考えます。

そこで、伺います。

医療機関の窓口で代金を一たん支払わなくてもよい方策を求めます。この点については どうですか。

次に、無保険者や国保の保険証未発行世帯への対応について伺います。

会社など企業をやめて保険証が国保になるべき方で、申請のない方については無保険者になってしまうわけですが、それらの実態の把握は、行政としても困難であろうと思われます。

しかし、保険証未発行、いわゆる窓口とめ置き世帯への対応は十分に把握しているわけですので、対応はどのようになさっているか、お尋ねをいたします。

以上です。

No.136 〇議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

宮田企画部長。

No.137 〇企画部長(宮田恒治君)

それでは、まず最初の行政のスリム化に向けて3点の質問がありましたので、順次お答えしていきたいと思います。

まず1点目、縦割り行政の弊害を取り除く組織編成についてですが、本市では、第5次 行政改革大綱及び第1次アクションプランに従って、職員数を減少させていきます。毎年 20名以上の退職者に対して、新規採用を控えていきます。

これに対応するためには、より一層の効率的な組織の構築と行政運営が求められており、第5次行政改革大綱により、組織制度の抜本改革の趣旨に沿った組織改革を行っていく必要があります。

このため、各部、各課が担当する業務の範囲を大きくすることによって、部、課内で職員数を増やし、繁忙期における部課長のマネジメントによる仕事の応援体制をとりやすくしていくことが必要だと考えています。

また、担当係長以下の職員数の減少を抑えていかなければなりませんので、このことか

らも、管理職員を減少させることも必要と考えております。

このためには、業務に関連の深い部、課や係を統合します。部レベルでは、特に管理部門を中心に再編、統廃合を図っています。

現行の8部2局 28 課 71 係を7部2局 23 課 64 係といたしますので、結果的には1部5課7係を削減いたします。

課などは、統合することでそれぞれのカバーの範囲を広くします。これによって、行政コストの削減を図っていきます。

また、環境課を経済建設部に加えることなど、縦割り行政の弊害を取り除くための対策も行っています。

それから2点目の、管理職の職員が若い職員に伝えることは何かというご質問ですが、 厳しい財政状況の中、これから職員管理に当たっては、スリムで効率的な行政を目指し、 新たな視点に立った効率的、効果的な行政運営を行うことができるように取り組んでいくこ とでもあります。

多様化、複雑化する市民ニーズに対応するためには、職員一人ひとりが全体の奉仕者であることを自覚して、市民本位の行政の推進に全力を尽くす人材が必要となってきます。

このような状況の中で、組織として人材を育てていくことが重要でありますので、日本型の組織は新規学卒者を採用し、それを内部で育てていくという形の組織体制を進めていきます。

上司が自分の背中で部下を教える。すなわち、仕事を通じて育成していくというのが、実 践力が身につき、真剣味が増して早く覚えることができるんだろうと思います。

また一方では、現在、市民ニーズが多様化し、それに伴う仕事は増えております。定員の削減によって、1人当たりの仕事量も増加してきております。

その解決のためには、改善、改革が必要不可欠であり、それは新しい発想やアイデアを 生み出したり、失敗を恐れずチャレンジしたりする職員が求められてきています。

そのためには、管理職みずからが業務の先頭に立ってリーダーシップを発揮することは もちろん、それとは別に、職員が主役となって活動できるようなマネジメント能力が必要に なってくるのではないかと思います。

それから3つ目、アイデア五輪の提案状況と内容ですけれども、市では、行政改革の一環として、今年の9月から 10 月にかけて行政改革アイデア五輪を実施しました。区長を経由し、または公共施設の提案箱から、今回 100 件ほどの提案を受けました。多数の市民からアイデアをちょうだいいたしまして、提案をしてくださいました市民の方、また関係者の方にお礼を申し上げたいと思います。

内容については、これから審査会等で審査していきますので、詳細については申し上げられませんが、身近な生活改善によってCO2 や、それからごみの減量をするもの、あるいは施設の統廃合など市政の方向に関するもの、また補助金の見直しなどの提案がありま

した。

なお、この審査につきましては、行政改革推進委員会において表彰等も行っていきます ので、今年度中に行う予定であります。

以上で答弁を終わります。

No.138 〇議長(坂下勝保議員)

竹原教育部長。

No.139 〇教育部長(竹原寿美雄君)

それでは、教育部からは2点ご質問をいただきましたので、お答えをしたいと思います。 まず1点目でありますが、全国学力学習状況調査についてご答弁を申し上げます。

まず1項目目の、過去3回の調査で学校現場の視野に立って見えてきた課題はということでありますが、全国学力学習状況調査は、知識、活用、学習意欲と生活習慣といった3つの観点から調査されたものであり、学力の一部の調査と考えております。

調査対象は小学校6年生と中学校3年生でありますので、対象者が毎年変わることや、 問題の出題数や難易度が異なることなどから、3年間の調査結果を比較分析することは 難しいと考えます。

したがいまして、学校現場での課題をこの調査結果だけではかることはできませんが、 調査の正答率から基礎、基本となる学力の定着を図ること、それから応用力を高めていく ことが課題であると考えております。

その対応としましては、現在、市内の小中学校では、授業においてはわかる授業、できる授業を進めていくことが、子どもにとって楽しい授業であるという考えに基づき、授業改善に努めております。

特に、個々の能力や発達状況に応じた課題を設定し、学習意欲を高めるための工夫に 取り組んでおります。

言語力の充実、コミュニケーション能力の向上を目指して、読み聞かせや一斉読書など、読書活動にも力を入れているところでございます。

教育委員会といたしましては、子どもたち一人ひとりの学びを支えていくためにも、少人 数指導授業の推進や、学校図書館整備の充実、そして障害のある子どもや日本語指導 が必要な子どもへの支援体制づくりなど、多くの教育施策、環境整備が必要と考えます。 必要に応じ、より効果的な人的配置を行うことで、一人ひとりの学力向上に結びつけていく ように努めてまいります。

続いて、2項目目の次年度は実施するか否かにつきましては、次年度の参加につきましては、今後、情勢を見ながら教育委員会会議で検討をしてまいります。

かわりまして、2点目の危機管理における感染症対応についてであります。

1項目目の、市内各小中学校の現在の罹患率はというお尋ねでありますが、11月25日現在、罹患率は、多い学校で36.2%、少ない学校で12.8%、平均では、小学校で25.9%、中学校で28.6%という状況であります。

次に、2項目目の、行事等今後の教育活動への影響は、についてですが、8月後半より 愛知県下の各地域で部活動における感染者の報告があり、本市におきましても、感染防 止のため、中学校を中心に部活動の停止を行いました。

また、学校行事への影響では、各小中学校では、修学旅行の延期等も心配されましたが、全校予定どおり実施することができました。

しかしながら、集団感染の防止、学級閉鎖等により、社会見学の延期や文化祭の中止を せざるを得ない状況も出ております。

さらに、今後の学級閉鎖、学年閉鎖の発生状況によっては、各教科の指導時数も心配されます。年間指導計画をもとに、子どもたちの教育活動に支障が出ないように手だてを講じてまいります。

かわりまして3項目目、各学校同士において欠席者等の情報の共有はあるかというお尋ねでありますが、各中学校区での感染状況について常に情報交換を行い、児童生徒の健康管理の把握に努めております。

また、校長会議を始め各層の会議や研修会でも情報交換を行い、最新情報を共有しながら、今後の対応についての確認を行っております。

最後4項目目、保健所、医師会、市町の教育委員会との情報の共有はあるかというお尋ねでありますが、保健所とは、愛知県健康学習課からの情報を共有しながら、これまでもインフルエンザの情報交換、学級閉鎖等が発生した場合のインフルエンザ発生報告を行っております。

また、医師会については、感染症による児童生徒の患者数の情報を提供いただいたり、 完治報告書の提出の確認を行ったりするなど、新型インフルエンザへの対応について確 認をしております。

さらに、近隣市町の教育委員会とは、各市町における学校の感染状況、今後の対応についての情報交換を行っております。

以上で答弁を終わります。

No.140 〇議長(坂下勝保議員)

濵嶌健康福祉部長。

No.141 〇健康福祉部長(濵嶌義和君)

4点目の、新型インフルエンザについてお答えをいたします。

2点ございまして、まず1点目、医療機関の窓口で代金を一たん支払わなくてもよい方法 を求めるという質問でございます。 新型インフルエンザ対策は、国の新型インフルエンザ対策本部が今年 10 月1日に方針を打ち出しており、現在、新型インフルエンザワクチンの予防接種を優先接種指針に従い、医療機関従事者を始め妊婦、基礎疾患を有する人から順次実施されているところでございます。

接種費用ですが、本市は国指針の2回接種の方針に基づき、生活保護世帯及び市民税非課税世帯を対象に、助成予算を今定例会に提案させていただきました。

市では、医療機関での申請書類や非課税証明等々の確認に混乱が避けられないこと、 また接種後の申請方式により、非課税証明等の発行手続を保健センター、健康課が担う ということによりまして、助成対象者の利便性が図られることを考慮いたしまして、後日、 返金をする償還払いを予定をいたしております。

2点目の、無保険者への対応はという問いでございます。

ご質問の、健康保険に未加入でかつ生活困窮者は、把握できておりません。したがいまして現在のところは、先ほど申し上げた生活保護世帯及び市民税非課税世帯を助成の対象と考えております。

終わります。

No.142 〇議長(坂下勝保議員)

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

杉浦光男議員。

No.143 〇6番(杉浦光男議員)

組織の見直しの問題のところで、この応援体制がしやすいようにというお答えが一つにありましたが、それは本当に可能なのか。具体例というか、イメージしやすいように、具体例でちょっと教えていただけたらありがたいと思います。

No.144 〇議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

宮田企画部長。

No.145 **〇企画部長(宮田恒治君)**

応援体制を可能にしましたということは、今回、部、課をスリム化いたしました。そして、そのスリム化によって、1つの課に極力職員を多く配置できるような組織体制に変えていっています。

そしてもう一つは、関連する部、それから課、係も、これも縮小、スリム化をかけていきま

したので、関連する部署の中でそれぞれの職員の応援体制が可能となる組織と変えてきています。

以上で終わります。

No.146 〇議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

杉浦光男議員。

No.147 〇6番(杉浦光男議員)

もう少し具体例がちょっと欲しかったですけれども、それでいいことにいたします。

また、具体例でちょっとお聞きしたいんですが、縦割り行政の弊害を取り除く、すべて縦割りが悪いというわけではありませんが、その悪いものが中に内在しているとしたら、それを少しでも取り除くという意味で私は質問させていただいているわけですが、その具体例を1~2、この場で具体例で、申しわけありませんが、ありましたら教えていただきたい。

No.148 〇議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

宮田企画部長。

No.149 〇企画部長(宮田恒治君)

じゃ、具体例ということですので、1つ具体例を申し上げたいと思います。

現在、環境課のほうでは有機循環の事業を推進しています。これは家庭から出された生ごみを有機資源に再利用していくという考えの中でやっておりますけれども、堆肥をつくるのは環境課で行っておりますけれども、今後それを土壌へ還元し、農作物を育てていこうという事業については、これは産業振興課のどうしても協力が必要になってきております。このような関係が1つと、それから、不法投棄がありますと、あるいは埋め立てがありますと、農地へそういった不法投棄がありますと、これは産業振興課の範疇になっていきますし、また逆に農地以外にもし不法投棄がありますと、これは環境課の仕事の範疇という

この2課が従来は2部に分かれておりましたけれども、今回、こうした問題を解決するため、1つの部、経済建設部の中に2課を統合したというのが一つの事例であります。

以上で終わります。

形になっていきます。

No.150 〇議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

杉浦光男議員。

No.151 〇6番(杉浦光男議員)

またちょっと変えまして、管理職もちょっと減りますよね。この管理職が減ることによって、 従来の、権限というのは市長にあるわけですが、言うなればもうちょっと下の決裁権という か、部長が持っている決裁権、課長が持っている決裁権とかいろいろあったわけですが、 その管理職が減った部分も、それはもちろんこの組織の見直しをしたわけで、それでよし としてやっているわけですが、そこら辺はスムーズにいくかどうか。

だから言うならば、今回の組織でよりよいものになっていなければだめですね。組織ですから、管理職が減じてもよりよいものになっているかどうかということです。

要するに、管理職の持ち得るその決裁権というか、管理職の立場、そういうものがより向上しているかどうかということですが、どうでしょう。

No.152 〇議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

宮田企画部長。

No.153 〇企画部長(宮田恒治君)

今回、管理職も確かに人数を減らしておりますので、確かに1人当たりの管理職の負担も増えてきております。しかし、これは行政のスリム化を目指していく上では、どうしても避けて通れない部分だと思います。

職員は行政改革の担い手であるということを、職員一人ひとりが自覚をしてもらって、さらに管理職については、マネジメントの力をさらにつけてもらうことによって、こうした今後の課題は対応していけるのではないかと思っております。

以上で終わります。

No.154 〇議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

杉浦光男議員。

No.155 〇6番(杉浦光男議員)

私が壇上から一番最初に申し上げましたスリム化とは、市役所の規模を小さくするという

ことではなくて、言葉は悪いのですが、ぜい肉を落とすというようなことで、要するに財源、お金ですね。お金ともう決まっている職員、職員も一定の計画に従って減っていっている。 その職員で今以上の住民へのサービスと健全な行財政運営をするということですので、それをねらっての組織の編成ということですので、ある意味では大いに期待しております。

今、部長に答えていただいたように、全体としてはこの組織の見直しは組織のスリム化、 応援体制の強化というようなところに、重要な中心的な趣旨があるというふうに理解してお きます。

続いて、また管理職にかかわることですが、どういうときに人は伸びるというか、これは 意識の問題のところを言っているわけですが、管理職として自分の部下を見て、どうやっ て自分の部下を伸ばしてやろう、意識の変革をさせてやろう、そう思って日々やられている と思いますが、また部長に聞きますが、その考えを生の言葉で答えていただくといいです けれども。

No.156 〇議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

宮田企画部長。

No.157 〇企画部長(宮田恒治君)

先ほどの1回目の答弁で、上司は部下を仕事を通じて育てていく、教えるという答弁をいたしました。この指導育成の最も基本的なことは、「教える、やらせる、評価する」、この3つではないかなと思います。

このうち一番重要なのは、この「やらせる」ということです。部下に仕事をやらせる、部下に難しい仕事をチャレンジさせ、その仕事の達成感、難しい仕事ができたときの達成感こそが、やっぱり職員が一番大きく伸びるときではないかなと思います。

当然、このような評価をした職員については、今は人事制度の中でも評価できる、給与の処遇の中に反映させるという制度をとっておりますので、こうした「やらせる」ということを基本に、職員の人材育成を図っていきたいと考えております。

以上です。

No.158 〇議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

杉浦光男議員。

No.159 〇6番(杉浦光男議員)

生の言葉でと言いましたが、私もそれでは市役所の若い職員に会ったときに、「宮田部長と約束しましたが、背中を見て育つじゃないけれども、宮田部長を見習って意欲的に取り組んでくださいよ」というふうに言っていいですね。「はい」というふうにして言われたというふうに私は理解をしております。

特に本当に管理職の方、研修等も通して部下をどうやって育てるかとか、これは管理職の責任だというふうに思います。

私がここにみえる管理職の方の名前を出して、「この管理職を見習ってやってくださいよ」と言っても、皆さんが自信を持って「おお杉浦、よく言ってくれたな」というふうに私を評価してくださることを期待をしております。

私も、本当に意欲の問題は、これは難しい課題だと思いますが、私自身の問題で言いますと、やっぱり何か仕事がやれたと、自分で充実感を持ってやれたというのは、次のことをまたやろうという意欲につながっていきます。

自分がやれなかったとか、いいかげんになっちゃったというときには、また次もいいかげんになっていってしまう。僕自身は、一つのことが成し遂げられたという自分の満足感、充足感、その意欲がまた次の意欲、右肩上がりの意欲が出てくるというふうに思います。管理職の方、よろしくお願いいたします。

それから、続いてアイデア五輪。

本当に市民が参画するという意味では、市長さんのマニフェストにもあった問題ですが、僕は大変いい問題だなというふうに思います。

で、答えられたら答えてください。答えられなかったらいいです。

例えばですね、金というふうに行政改革推進委員会が決めると。金になったよ、それではその金になったアイデアは本当に取り入れられるのかどうか。これは予算も必要なこともあるだろうし、いろいろな表彰する基準があって、予算が全然伴わないのはこれは始めからハネだとか、そうじゃなくて、予算はつかないけれどもこれはすごい美しい花だよと、いつにかこの花に到達できるからこれを金にせよとか、いろんな物差しはあると思いますけれども、今もしか答えられたら、杉浦は提案していませんが、杉浦が提案したのが金だったとしたら、そのアイデアはどういうふうになりますか。答えられたらでいいです。

No.160 〇議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

宮田企画部長。

No.161 〇企画部長(宮田恒治君)

金、銀、銅の3賞につきましての基準は、これから行政改革推進委員会の中で諮られて くると思いますけれども、その中の考えの一つとして、金賞に値するのは、例えば具体例 ですけれども、費用対効果が大きい、行革に対する効果が大きいということや、すぐに実 行できるものかというのが一つの基準になっていくかなと思います。

このような判断の中で多分、行政改革推進委員会の中で判断されていくだろうと推測いたします。

以上で終わります。

No.162 〇議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

杉浦光男議員。

No.163 O6番(杉浦光男議員)

一気に今度は学力の問題に飛びます。

学力の問題といいますと、本当は、学校現場から見た課題についてというのは、そのテストそのもののやった成績だとか、豊明市の生徒はこのぐらいだったよとか、そして、そこからどういう課題が生まれてきたよという、その内容そのものの課題もあるし、制度そのものについての課題もあったんですが、私の聞き方が悪かったので、答えられるほうは、制度そのものについての課題は述べられませんでしたけれども、私の聞き方が悪かったので、それはいいです。

それから、テストについて言いますと、私はその序列は、先ほど序列のことを言いましたが、序列はついたっていいんです。みんなが一生懸命でやって 100 点だ、80 点、90 点、これは序列がつくに決まっていますよね。序列が悪いんじゃないです。序列はいいんです。

序列がついて、いい子は大いに伸びて、80点だった子は「よし、90点で頑張ろう」と、こういう意味の序列は大いに結構なんですが、要するにそこだけに目がいくと、テストオンリー。

これは新聞報道での極端な例は、問題を教えて自分のところのクラス、自分の学校の成績を上げる。あるいはテストのためのドリルをする。ドリルをしたら平均点が普通 70 点ですが、だ一っと意図を持ってわからんようにドリルをすれば 80 点に、10 点ぐらいすぐ上がりますからね、テストというのは。

だから、そういうような弊害とかいろいろあるから、序列化だとかそういうところが前面に 出ちゃだめだよと、本当に生きて働く力を、学力としてつけないといかんよということが神髄 ですからね、お間違いのないようにしていただきたいというふうに思います。

それで、質問にいかないといけませんので、これまた一気に飛びますけれども、先ほど 塩上から、学級閉鎖の基準が決まっているんじゃないかというふうに私が申し上げて、私 は4人だったら1割ぐらいで大体学級閉鎖だなというふうに思っていますが、そういう本当 の基準というのはあるのかどうか、再度教えてください。学級閉鎖の基準。

No.164 〇議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

竹原教育部長。

No.165 〇教育部長(竹原寿美雄君)

従来の基準は、20%から30%というのが基本であります。

ただし、10%というふうに目安が出されております。ですので、本市におきましては、この10%の目安に基づいて弾力的にその対応を図っております。

以上です。

No.166 〇議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

杉浦光男議員。

No.167 〇6番(杉浦光男議員)

わかりました。ありがとうございました。

やっぱし先手必勝ですので、基準があっても、勇気を持って対応していただきたいという ふうに思います。

これは私はタイトルを危機管理とつけましたが、感染症は本当に危機管理です。今回は 割合弱毒性だと言われているから、割合みんな安心した顔をしているんですが、すごい危 機管理なんです、これは。

だから、ここできちっとした行動のパターンだとか考え方をやっておけば、いろんな危機が来てもかなり対応できるんじゃないかなと思います。

が、不幸にして今回、重症化というか、救急車で運ばれちゃったよというような子が小中 学校でみえて、把握をしておりましたらお願いします。

No.168 〇議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

竹原教育部長。

No.169 〇教育部長(竹原寿美雄君)

小学校の児童の方につきましては、意識の混濁、それからけいれん等の症状が発症し、 救急車で搬送されたという報告を4件受けております。しかしながら、幸いに重症化したと いう、いずれも大事には至っておりません。 以上です。

No.170 〇議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

杉浦光男議員。

No.171 〇6番(杉浦光男議員)

ありがとうございました。

あわせて、市の管理のところにある保育園はどうだったでしょうか。もしかわかったら保育園。

No.172 〇議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

濵嶌健康福祉部長。

No.173 〇健康福祉部長(濵嶌義和君)

保育園につきましては、重症化した事例はございませんでした。 終わります。

No.174 〇議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

杉浦光男議員。

No.175 〇6番(杉浦光男議員)

ありがとうございました。

保育園も聞きましたのは、ずっと重症化が下に下がってきているということを、このごろいろんな報道で言われていますので、市内の状況はどうかなというふうに思って聞いたわけであります。

それから、また一気に飛びますけれども、やはりお金のない人は、幾らただだよと言っても、ワクチン接種がですね、市役所を経由して、後から市役所からお金を返してもらうよというようなふうだと、やっぱしお医者さんにかかれない人も、僕が想像し得るのにはいるんじゃないかな。直接医者の窓口に行って、3,500 円なり三千数百円払うというのはちょっと困難だよと。

普通の方はですね、例えば払って後から返してくれるだったら相殺してゼロで、本当に助成してもらって、公費で全部やってもらったという感覚になるでしょうけれども、そうじゃなければ、助成してもらったという感覚ではなくて、医者の窓口で払えないんですから、もう助成には僕はならないんじゃないかなという、極端な例はね、ふうに思いますが、これはまたその方策を考えていただいて、ほかの市町では、窓口で払わんでもいいよというところを、数件調べてありますけれども、詳しいことは言いませんけれども、頑張っていただきたいというふうに思います。

それから、一番最後の問題ですけれども、ワクチン接種とは直接の関係はありませんけれども、インフルエンザということで間接的に関係のあることで、保険証の、要するに保険税が払ってなくて、保険証がもらえなくて窓口にとめ置かれている人、そしてそこで窓口の人と相談して、それで短期の保険証をもらってそれで病院にかかると。

やっぱり新型インフルエンザだけではなくて季節性のインフルエンザもあるし、健康管理 全体の中で、この新型インフルエンザも考えていかなくてはなりませんので、ワクチンの問題もそこの中での問題ですので、抽象的にぽんとワクチンの問題だけあるわけじゃありません。

ですので、そういう窓口に保険証をとめられて、なかなか保険証が手に入らないということのないように、そういうことは豊明市ではないと思いますけれども。

例えば親がそういう、来なくて保険証が窓口にとめられていると、そういうときはその子どもさんはどうなるんですか、子どもさんもだめなんですか。

今、保険証というのは、親があって、子どもがあって、1つの世帯で単位になっているわけでしょう。それで1つの世帯の保険証が窓口にとめられちゃったら、その子どもさんもだめということですかね。保険証を持って病院にかかれないということですか。

No.176 〇議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

濵嶌健康福祉部長。

No.177 〇健康福祉部長(濵嶌義和君)

短期保険証のご家族の子どもさんにつきましては、厚生労働省の方針もございます。私 どものほうは、子どもさんに限っては郵送いたします。

終わります。

No.178 〇議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

杉浦光男議員。

No.179 〇6番(杉浦光男議員)

ありがとうございました。

親が取りに来なくて、親は保険証がなくても、子どもさんのところには届くということで、そ ういう意味では、安心しました。

非常に経済状況の厳しい折、いろんな問題はあると思いますけれども、「人がほほえむ 安全都市豊明」、「子どもがほほえむ安全都市豊明」ということで、これを私のここのまとめ の言葉として、一般質問を終わります。

これですべて終わります。

No.180 〇議長(坂下勝保議員)

これにて、6番 杉浦光男議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は終了いたしました。

明 12 月2日午前 10 時より本会議を再開し、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

長時間ご苦労さまでした。

午後3時51分散会

copyright(c) Toyoake City.